

静岡県下水道防災計画

(別冊資料集)

平成 29 年 4 月

静岡県下水道防災計画(別冊資料集)目次

上位防災関連協定等		(平成29年4月現在)	
整理番号	名 称	策 定 主 体	施行・締結日
5-1	災害時等の応援に関する協定書	中部9県1市	平成19年7月26日 (締結)
5-2	災害時等の相互応援に関する協定	関東地方知事会	平成16年2月24日 (締結)

下水道防災関連協定等		(平成29年4月現在)		
整理番号	名 称	施行・改定日	策 定 主 体	通 称 名
6-1	下水道事業における災害時支援に関するルール (含:下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール)	平成28年12月 (改定) 平成29年1月18日 (改正)	日本下水道協会 (災害時支援 大都市連絡会議)	全国 ルール (大都市 ルール)
6-2	下水道事業における災害時支援に関するルールの解説	平成29年2月 (改定)	日本下水道協会	解説
6-3	下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール	平成24年8月24日 (改正)	下水道事業災害時 中部ブロック連絡会	中部 ルール
6-4	関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール	平成26年5月16日 (改正)	災害時支援 関東ブロック連絡会議	関東 ルール
6-5	静岡県下水道防災連絡会議会則	平成28年4月1日 (改正)	静岡県下水道防災 連絡会議	連絡会議 会則
6-6	災害時における応急対策業務に関する協定書	平成15年1月27日 (改正)	静岡県都市住宅部長 社団法人 日本下水道管路管理業協会 中部支部静岡県部会	管路協 協定
6-7	前線基地候補箇所位置図 (参考)県内政令市の比較的大規模な処理場位置図	平成28年4月	静岡県下水道防災連絡 会議	前線基地

参 考 資 料			
整理 番号	項 目	引 用 文 献 等	発行・改訂日
7-1	用語の定義	下水道の地震対策マニュアル	2014年版
7-2	地震震度と下水道施設被害	下水道の地震対策マニュアル	2014年版
7-3	静岡県地域防災計画 地震対策編目次（下水道関連）	静岡県地域防災計画地震対策編	平成19年6月
7-4	震災時し尿処理及び生活系ごみ処理	震災時し尿処理及び生活系ごみ処理対策マニュアル(概要版)	平成15年1月

参 考 文 献 等			
整理 番号	名 称	発行・改訂日	発 行 者
8-1	下水道の地震対策マニュアル	2014年版	(社)日本下水道協会
8-2	下水道の地震対策マニュアル 別冊	2006年版	(社)日本下水道協会
8-3	静岡県地域防災計画 (地震対策編、資料編)	平成19年6月	静岡県防災会議
8-4	下水道事業の手引	平成27年版	(株)日本下水道新聞社
8-5	下水道地震災害対応の手引き	平成11年3月	(社)北海道土木協会
8-6	下水道危機管理マニュアル 作成の手引き	平成19年6月	(社)日本下水道協会
8-7	ライフライン下水道の復旧を急げ!!	2005年版	(社)日本下水道協会
8-8	下水道災害復旧の記録	平成18年3月	新潟県土木部都市局下水道課
8-9	下水道管路施設 災害復旧支援マニュアル	平成17年11月	(社)日本下水道管路管理業協会
8-10	福島県下水道防災計画	平成9年1月	福島県下水道防災連絡会議
8-11	埼玉県下水道震災対策計画	平成9年3月	埼玉県住宅都市部下水道課
8-12	静岡県下水道防災計画(旧)	平成20年3月	静岡県下水道防災連絡会議

災害時等の応援に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市（以下「県市」という。）で第1号に掲げる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに第2号及び第3号に掲げる事態（以下「災害時等」という。）において、被災県市又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要がある県市（以下「被災県市等」という。）では被災者等（避難住民並びに大規模災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害による被災者をいう。以下同じ。）の避難、救援等の対策が十分に実施できない場合に、被災県市等の要請に基づき行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。）第1条に定める武力攻撃事態等
- (3) 武力攻撃事態対処法第25条第1項に定める緊急対処事態

(応援県市)

第2条 大規模な災害時等においては、救援活動等を速やかに実施できる体制を執るため、応援県市は、必要に応じ被災県市等に対する救援対策本部を設置することができる。

- 2 応援県市は、相互に連絡をとり、主たる応援県市を決定する。
- 3 主たる応援県市は、速やかに救援対策本部を設置するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援県市が行う応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
 - ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあっせん
 - イ 被災者等の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあっせん
 - ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあっせん

エ 避難、救援・救護、救助活動及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣

- (2) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開等被災縣市等の境界付近における必要な措置
- (3) 被災者等の一時収容のための施設の提供
- (4) 医療機関による傷病者の受入
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 各縣市は、前項の応援が円滑に実施できるよう必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする縣市は、別に定める内容を明らかにして、他の縣市に要請するものとする。

2 各縣市は、前項の要請を円滑に行うため、通信手段の整備に努めるものとする。

(災害時等における自主的活動)

第5条 災害時等であって別に定めるときに通信途絶等により被災縣市等から前条の要請がない場合、他の縣市は速やかにその被災状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた縣市の負担とする。

2 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援縣市の負担とする。

3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災縣市等が、被災縣市等への往復の途中において生じたものについては、応援縣市が賠償の責めに任ずる。

4 前3項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災縣市等及び応援縣市が協議して定める。

(情報交換)

第7条 各縣市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民保護計画その他必要な情報を相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 各県市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、他の県市主催の防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定に関する事項、その他必要な事項を研究・協議するため中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会を設置するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、関係県市が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年7月26日から施行する。

2 平成7年11月14日締結の協定は、平成19年7月25日限りで廃止する。

平成19年 7月26日

富山県知事 石 井 隆 一

石川県知事 谷 本 正 憲

福井県知事 西 川 一 誠

長野県知事 村 井 仁

岐阜県知事 古 田 肇

静岡県知事 石 川 嘉 延

愛知県知事 神 田 真 秋

三重県知事 野 呂 昭 彦

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

名古屋市長 松 原 武 久

災害時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、関東地方知事会を組織する知事の協議により、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県（以下、「都県」という。）において、地震等による災害が発生し、被災した都県独自では十分な応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法第5条の2、同法第8条第2項第12号及び同法第74条第1項の規定並びに友愛精神に基づき、都県が相互に救援協力し、被災した都県（以下、「被災都県」という。）の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、必要な応援その他の事項についてさだめる。

(連絡窓口)

第2条 都県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、都県において激甚な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

2 都県は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網整備に努めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん
 - ア 食料、飲料水及びその他の生活必需物資
 - イ 救出、医療、施設の応急復旧等に必要資機材及び物資
 - ウ 救援及び救援活動に必要な車両、舟艇等
- (2) 応急対策に必要な職員の派遣等
 - ア 救急及び応急復旧等に必要職員
 - イ ヘリコプターによる情報収集等
 - ウ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあっせん
- (3) 施設間又は業務の提供若しくはあっせん
 - ア 傷病者の受入れのための医療機関
 - イ 被災者を一時収容するための施設
 - ウ 火葬場、ゴミ、し尿処理業務
 - エ 仮設住宅用地
 - オ 輸送路の確保及び物資拠点施設
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

2 都県は、前項の応援が円滑に実施できるよう、物資、資機材等の確保、蓄積に努めるものとする。

(応援都県・調整都県・協力都県の設置)

第4条 都県は、協議により、被災都県に対して直接応援を都県（以下、「応援都県」という。）をあらかじめ定めることができる。

2 都県は、複数の都県が被災し、応援都県が複数になる場合には、協議により、連絡調整の中心となる都県（以下、「調整都県」という。）を定めることができる。

3 発災時において、第1項に規定する応援都県、第2項に規定する調整都県及び被災都県に対し必要に応じて応援する都県（以下、「協定都県」という。）を設置した場合には、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定第3条第1項に規定する関東地方知事会の幹事会（以下、「幹事都県」という。）は、この旨をただちに都県に通報するものとする。

(応援要請の方法)

第5条 応援を受けようとする都県は、次の事項について、とりあえず口頭で要請を行い、後に文章を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第3条第1項各号に掲げる応援の要請内容
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 車両、航空機、船舶の派遣場所
- (5) 応援の機関

(6) 要請担当責任者氏名及び連絡先

(7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第6条 災害が発生し、被災都県と連絡が取れない場合、他の都県は、速やかにその被害状況についてヘリコプター等による自主的な情報収集を行い、その情報を被災都県及び他の都県に提供するものとする。

2 前項の情報等による応援が必要と認められたときは、応援都県及び協力都県は、調整の上、自主的に応援活動に出動できるものとする。

3 応援都県は、前項による自主出動を実施した際には、被災都県に対して、出勤の連絡を行うものとする。

4 応援都県及び協力都県は、自主的な応援活動のために職員を派遣する場合には、派遣職員自らが消費又は使用する物資の携行その他自律的活動に努めるものとする。

(応援受入れ体制)

第7条 都県は、災害時における他の都県からの応援要員、応援物資等を受け入れるための施設、場所をあらかじめ定めておくものとする。

(応援に伴う車両等の誘導)

第8条 被災都県及び応援のために出動する車両等が通行する都県は、応援車両等の誘導に可能な限り努めるものとする。

なお、応援都県は、通過時間、ルート等を関係都県に通報するものとする。

(応援経費の負担)

第9条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた都県が負担するものとする。

2 応援を受けた都県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた都県から要請があった場合には、応援した都県は、当該費用を一部繰替支弁するものとする。

3 自主出動による被災地における情報収集活動等に要した経費は、応援した都県が負担するものとする。

4 前3項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた都県と応援した都県の間で協議して定めるものとする。

(訓練の実施)

第10条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(資料の交換)

第11条 都県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(連絡会議の設置)

第12条 都県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。

(その他)

第13条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めない事項については、都県が協議して別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成8年6月13日から適用する。

2 昭和52年6月16日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成14年3月31日から適用する。

2 平成8年6月13日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成16年2月24日から適用する。

2 平成14年3月31日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書10通を作成し、各都県記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成16年2月24日

東京都知事	石原慎太郎	千葉県知事	堂本暁子
茨城県知事	橋本 昌	神奈川県知事	松沢成文
栃木県知事	福田昭夫	山梨県知事	山本栄彦
群馬県知事	小寺弘之	静岡県知事	石川嘉延
埼玉県知事	上田清司	長野県知事	田中康夫

下水道事業における災害時支援に関するルール

平成 28 年 12 月改定

公益社団法人 日本下水道協会
法 人

資料 6-1

まえがき

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震（前震：4 月 14 日 マグニチュード 6.5 最大震度 7、本震：4 月 16 日 マグニチュード 7.3 最大震度 7）は、平成 7 年阪神・淡路大震災、平成 16 年新潟県中越地震、平成 19 年新潟県中越沖地震、平成 23 年東日本大震災以来の甚大かつ広域的な被害を下水道施設に与えました。下水道施設については、管路の破損や下水処理場等の損傷が生じるなど、ライフラインとして大きなダメージを受けました。

被災した自治体に対しては、県内外の自治体や国、関連団体などから広域的な支援が行われました。

熊本地震における発災後の対応や支援等を踏まえ、被災した自治体や支援した自治体及び関係団体からのヒアリングや災害時支援ブロック連絡会議へのアンケート等を実施した結果、現行ルール（平成 24 年 6 月改定）を改善する必要があると判断し、「災害時支援に関する検討委員会」を 10 月 11 日、11 月 28 日の計 2 回開催し、本ルールの改定作業を進めてきたものです。

今回の主な改定内容は、支援調整隊の位置づけ、下水道対策本部の業務に「大都市ルール」との調整を追加、下水道対策本部の業務及び応援活動を行う際の安全への留意等について見直しを行いました。

本ルールは、全国の自治体や国、関連団体等が自助・共助の精神からなる災害時支援に係る基本的な枠組みであり、強制力はありませんが、官民が一体となって、災害時の支援に当たられる下水道関係者の総意のルールとして、支援全般を通して、より円滑かつ迅速な支援対応が可能となっていくことを期待しています。

併せて、今後、本ルールによって、平常時において支援及び受援体制等が構築され、大規模災害に備えていただければ幸いです。

平成 28 年 12 月

公益社団法人 日本下水道協会
法 人

資料 6-1

委員の構成

(順不同・敬称略)

(平成28年12月1日現在)

災害時支援に関する検討委員会

委員長	東京都下水道局流域下水道本部技術部計画課長	小池 進
委員	国土交通省水管理・国土保全局 下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐	水田 健太郎
〃	新潟県土木部都市局下水道課長	松川 真
〃	愛知県建設部下水道課課長補佐	鈴木 建宏
〃	大阪府都市整備部下水道室事業課課長補佐 (建設グループ長)	大坪 浩之
〃	広島県土木建築局下水道公園課長	菅島 章文
〃	福岡県建築都市部下水道課課長技術補佐	永田 仁美
〃	宮城県土木部下水道課長	井上 久裕
〃	東京都下水道局計画調整部計画課長	家壽田 昌司
〃	大阪市建設局下水道河川部調整課長	井上 雅夫
〃	神戸市建設局下水道河川部計画課長	樋野 創
〃	日本下水道事業団事業統括部事業課長	中筋 康之
〃	(公財) 日本下水道新技術機構研究第一部副部長	田邊 信幸
〃	(一社) 全国上下水道コンサルタント協会調査課長	幡豆 英哉
〃	(一社) 日本下水道施設業協会技術部長	松尾 英介
〃	(一社) 日本下水道施設管理業協会業務部長	梅本 一雄
〃	(公社) 日本下水道管路管理業協会常務理事	篠田 康弘
〃	全国管工事業協同組合連合会専務理事	粕谷 明博
特別委員	国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課下水道事業調整官	松原 誠
特別出席	熊本県土木部道路都市局下水環境課長	丸尾 昭
〃	熊本市上下水道局計画整備部計画調整課課長補佐	岡本 吉弘
〃	福岡市道路下水道局計画部下水道事業調整課長	原口 明

資料 6-1

目 次

1. 下水道事業における災害時支援に関するルール	
第1章 総 則	1
第2章 平常時の対策	1
第3章 下水道対策本部	3
第4章 その他	7
2. 参考資料	
参考資料－1 「下水道事業における災害時支援に関するルール」フロー（例）	9
参考資料－2 「災害対策基本法・地方自治法関連条文」	12
参考資料－3 「災害対策基本法施行令」	17
参考資料－4 「災害対策基本法施行規則」	19
参考資料－5 「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」	20
参考資料－6 応援と派遣との法的関連図	28

資料 6-1

資料 6-1

「下水道事業における災害時支援に関するルール」

平成 8年 1月制定

平成19年 6月改定

平成24年 6月改定

平成28年12月改定

災害時支援に関する検討委員会

第1章 総 則

(目的)

第1条 下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「全国ルール」という。）は、直下型地震等の大規模な災害が発生し、下水道施設が被災した際、被災した自治体単独では対応が困難な場合に備えて、都道府県を越える広域的な下水道事業関係者間の支援体制を整えておくことを目的とする。

2 下水道事業関係者は、災害発生の際相互に支援協力し、被災した自治体の下水道施設の調査、応急対策及び応急復旧から災害査定まで円滑かつ迅速に遂行することができるよう、日常的に意思の疎通を図るよう心がけるものとする。

(大都市との支援に係る調整)

第2条 東京都及び政令指定都市（以下「大都市」という。）は、下水道施設が被災した場合、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（以下「大都市ルール」という。）」により、相互に支援活動等を行うこととしているため、大都市及び他の都市が同時に被災した場合には、全国ルール及び大都市ルールを調整しながら災害に対処するものとする。

第2章 平常時の対策

(災害時支援ブロック連絡会議)

第3条 下水道施設が被災した際、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、全国を次の各号に掲げる6ブロックに分けて災害時支援ブロック連絡会議（以下「ブロック連絡会議」という。）を設置する。

なお、「全国都道府県における災害時の広域支援に関する協定」によるブロック知事会の構成とブロック連絡会議の構成と整合を図るため、ブロック連絡会議にオブザーバーを置く。各ブロック内の都道府県のうち、括弧内はオブザーバーであり、当該オブザーバーの県内で災害が発生したときは、所属するブロック（オブザーバーではないブロック）で対応するものとする。

(1) 北海道・東北ブロック

北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、（新潟県）

(2) 関東ブロック

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、（長野県）、（静岡県）

資料 6-1

(3) 中部ブロック

新潟県、富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、（福井県）、
（滋賀県）

(4) 近畿ブロック

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、（三重県）、（徳島県）

(5) 中国・四国ブロック

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

(6) 九州ブロック

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県、（山口県）

2 ブロック連絡会議は、次の各号に掲げる機関及び団体をもって構成する。

(1) 国土交通省地方整備局、北海道開発局または内閣府沖縄総合事務局
（以下「地方整備局等」という。）

(2) 日本下水道事業団

(3) 都道府県（オブザーバーの県を含む。）

(4) ブロック内の大都市

(5) 大都市ルールに基づく情報連絡総括都市（以下「大都市窓口」という。）

(6) ブロック会議で選出した市町村

(7) （公財）日本下水道新技術機構

(8) （一社）全国上下水道コンサルタント協会

(9) （一社）日本下水道施設業協会

(10) （公社）日本下水道管路管理業協会

(11) （一社）日本下水道施設管理業協会

(12) 全国管工事業協同組合連合会

(13) （公社）日本下水道協会

※（公財）は公益財団法人の略、（一社）は一般社団法人の略、（公社）は公益社団法人の略である。以下、同様とする。

3 都道府県は、被災時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、管内の下水道事業を実施している市町村の災害時緊急連絡網を作成するとともに、市町村及び下水道関係団体等に対して全国ルール及びブロック連絡会議等の内容について、十分周知するものとする。

（ブロック連絡会議幹事）

第4条 各ブロックに、ブロック連絡会議幹事を置く。なお、ブロック連絡会議幹事は都道府県をもって充て、任期は原則として1年とする。ただし、再任は妨げない。また、幹事職務を代行するために副幹事を置くことができる。任期は幹事と同様とする。

2 ブロック連絡会議幹事は、原則として年1回ブロック連絡会議を開催し、次の各号に掲げる事項について協議・調整等を行う。

(1) ブロック連絡会議幹事の選任に関する事。

(2) ブロック連絡会議に参加する市町村の選出に関する事。

(3) ブロック連絡会議構成員に係る災害時緊急連絡網の作成及び周知に関する事。

資料 6-1

- (4) 前号に規定する災害時緊急連絡網により、連絡を行う災害の規模及び報告すべき関係機関等に関する事。
- (5) 第6条に規定する下水道対策本部が設置された場合の本部員の選出に関する事。
- (6) ブロック連絡会議構成員の所有する災害支援に提供可能な資機材リストの集計に関する事。
- (7) ブロック内の情報連絡等の訓練に関する事。
- (8) その他災害支援に必要な事項。

3 ブロック連絡会議幹事は、前項に規定するブロック内の運用に係る取り決め等（以下「ブロックルール」という。）をとりまとめ、ブロック連絡会議構成員に周知するものとする。

4 ブロック連絡会議幹事は、第2項第7号に規定する情報連絡等の訓練について、企画、調整し、実施するものとする。

（災害時支援全国代表者連絡会議）

第5条 下水道施設の被災時における支援活動に関する全国的な方策等を調整するために災害時支援全国代表者連絡会議（以下「全国代表者連絡会議」という。）を設置する。

2 全国代表者連絡会議は、次の各号に掲げる機関及び団体をもって構成する。なお、事務局は、（公社）日本下水道協会とする。

- (1) 国土交通省水管理・国土保全局下水道部
- (2) 日本下水道事業団
- (3) ブロック連絡会議幹事
- (4) 大都市窓口
- (5) 第3条第2項第7号から第13号に定める団体

3 全国代表者連絡会議は、原則として年1回開催し、以下の各号に掲げる事項について協議、調整する。

- (1) 全国代表者連絡会議における連絡体制に関する事。
- (2) ブロック間の連絡調整に関する事。
- (3) その他災害支援に必要な事項。

第3章 下水道対策本部

（下水道対策本部の設置）

第6条 都道府県は、次の各号に掲げる事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部を設置する。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合
- (3) その他災害が発生し、都道府県が下水道施設の被災状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合

資料 6-1

- 2 下水道事業を実施している市町村は、災害により、下水道施設が被災したときは、その状況を都道府県に報告するものとする。
- 3 下水道事業を実施している市町村は、下水道施設に被害があり、被災状況の調査及び復旧に対して支援が必要な場合は、都道府県に支援要請を行うものとする。
- 4 都道府県は、下水道対策本部を設置する場合、ブロック連絡会議幹事及び地方整備局等を経由して国土交通省水管理・国土保全局下水道部に速やかに連絡するものとする。
- 5 下水道対策本部は、当該都道府県の本庁舎所在地に設置する。ただし、これにより難しい場合は、その周辺に設置することができる。
- 6 下水道対策本部を設置した場合、下水道対策本部長は、第4条第2項第3号に規定する災害時緊急連絡網に基づき、ブロック連絡会議構成員及び各ブロック連絡会議幹事へ設置について連絡するものとする。
- 7 下水道対策本部を設置した場合、下水道対策本部長は、第9条に基づく総合調整の上、必要と判断した下水道対策本部員へ参集について連絡するものとする。

(下水道対策本部の組織)

第7条 下水道対策本部の組織は、被災した区域の次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 下水道対策本部長

原則として、被災した区域を所管する都道府県の下水道担当課長

(2) 下水道対策本部員

ア 日本下水道事業団の担当総合事務所施工管理課長

イ ブロック連絡会議幹事の下水道担当課長。なお、ブロック連絡会議幹事が被災し速やかな対応が困難であると認められる場合は、ブロック連絡会議副幹事が代行する。

ウ ブロック内の大都市の下水道担当課長

エ ブロック連絡会議で予め選出する都道府県の下水道担当課長及び市町村の下水道担当局部長

オ (公社)日本下水道協会

カ 第3条第2項第7号から第12号に定める団体が指名する者

キ 下水道対策本部長が必要と認めた者

(3) 下水道対策特別本部員

国土交通省

2 ブロック内では対応が困難で広域的な支援（以下「広域支援」という。）が必要な場合、第9条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は次の各号に掲げる者を本部員に追加する。

(1) 被災した自治体を有するブロック（以下「被災したブロック」という。）以外のブロック連絡会議幹事の下水道担当課長

(2) 大都市窓口

(3) 災害時支援活動の経験を有する都市（以下「アドバイザー都市」という。）の下水道担当課長

資料 6-1

3 下水道対策本部長は、被災状況等を踏まえ、被災したブロック以外の広域支援調整等の下水道対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、第9条に基づく総合調整の上、下水道対策本部内に支援調整隊を設置することができる。

なお、その隊長は、下水道対策本部に参集した国土交通省の職員が担うものとし、その隊員は、隊長が指名するものとする。

4 下水道対策本部の事務を処理するため、本部内に事務局を置く。下水道対策本部の事務局員は、本部構成員の属する組織及び団体の職員で構成する。

なお、本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができるものとする。

5 下水道対策本部の構成員は、原則として、構成員の属する組織・団体の身分及び費用による支援活動とする。

(下水道対策本部の業務)

第8条 下水道対策本部の業務は、次の各号に掲げるものとし、第9条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は本部員に対し、業務の分担を要請することができる。

なお、下水道対策本部の業務を行う際は、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意するものとする。

- (1) 下水道対策本部の設置に関すること。
- (2) 被災状況及び支援要請の取りまとめに関すること。
- (3) 支援計画の立案に関すること。
- (4) 大都市ルールとの調整に関すること。
- (5) 被災したブロック内の自治体への支援調整に関すること。
- (6) 被災状況、交通状況その他支援に必要な情報の支援する自治体への提供に関すること。
- (7) 応援隊の拠点となる前線基地の調整及び確保等並びに第12条第3項に規定する現地応援総括者の指名に関すること。
- (8) 災害復旧の調査等に必要な資機材の調達や委託等に係る外注費用の積算等に係る支援・調整に関すること。
- (9) 調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導及び協力に関すること。
- (10) 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援に関すること。
- (11) 被災状況の各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口への情報提供に関すること。
- (12) 下水道対策本部の解散に関すること。
- (13) その他支援の実施に必要な事項。

2 被災したブロック以外の広域支援が必要な場合、次の各号に掲げる業務を追加するものとする。

- (1) 本部員の参加要請に関すること。
- (2) 被災したブロック以外のブロックへの支援調整に関すること。
- (3) 大都市への支援調整に関すること。
- (4) その他広域的な支援の実施に必要な事項。

資料 6-1

(国土交通省の役割)

第9条 国土交通省は、下水道対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

(支援体制の確立)

第10条 下水道対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、都道府県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行うものとする。

2 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに都道府県を通じて下水道対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告するものとする。

3 下水道対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、第9条に基づく総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、都道府県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡するものとする。

なお、支援計画の立案にあたっては、関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請を行うものとする。

また、要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

4 広域支援を実施する場合、下水道対策本部は、第9条に基づく総合調整の上、被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事及び大都市窓口を経由して前各項の規定に基づき支援体制を確立するものとする。

(応援活動)

第11条 応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法第67条、第68条または第74条等に基づく合意をした上で、必要な応援人員、応援期間及び帯同可能な資機材等の調整・調達等を行い、被災した自治体に応援を行うものとする。

2 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、下水道対策本部とも緊密に連絡をとりながら、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意し、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、(公社)日本下水道協会発行の「下水道の地震対策マニュアル」を参考にする。

(前線基地)

第12条 下水道対策本部は、被災した自治体と調整の上、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。

2 応援隊の前線基地は、被災した自治体地内の終末処理場等に設置することを原則とする。ただし、これにより難しい場合は、その周辺の市町村地内に設置する。

資料 6-1

- 3 応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、応援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置く。なお、同一の前線基地に複数の自治体の応援隊が入る場合は、下水道対策本部が現地応援総括者を指名する。
- 4 現地応援総括者は、下水道対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な応援活動が行われるよう応援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び応援する自治体との連絡調整についても配慮するものとする。

第4章 その他

（被災した自治体の役割）

第13条 被災した自治体は、下水道対策本部に対して、被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。また、現地への誘導等を可能な限り行うものとする。

（費用負担の考え方）

第14条 応援活動に要する経費は、原則として、災害対策基本法第92条の規定により、応援を受けた自治体が負担する。

（全国ルールの改定）

第15条 全国ルールの改定は、（公社）日本下水道協会に常設してある「災害時支援に関する検討委員会」で行い、改定した場合は、全国代表者連絡会議に報告するものとする。

（その他）

第16条 下水道対策本部の解散後も被災した自治体において応援活動が継続する場合、被災した自治体は、応援活動状況等を（公社）日本下水道協会に報告するものとする。

- 2 下水道対策本部は、被災した自治体が地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣を必要とする場合は派遣の調整業務をできるものとする。また、下水道対策本部解散後においては、（公社）日本下水道協会がその業務を引き継ぐものとする。
- 3 下水道対策本部が設置されない場合でも、被災した地区を所轄する都道府県は被災状況に関する情報等を（公社）日本下水道協会に連絡するものとする。（公社）日本下水道協会は各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口等に周知し、各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口等は、必要に応じて、その構成員に周知するものとする。

資料 6-1

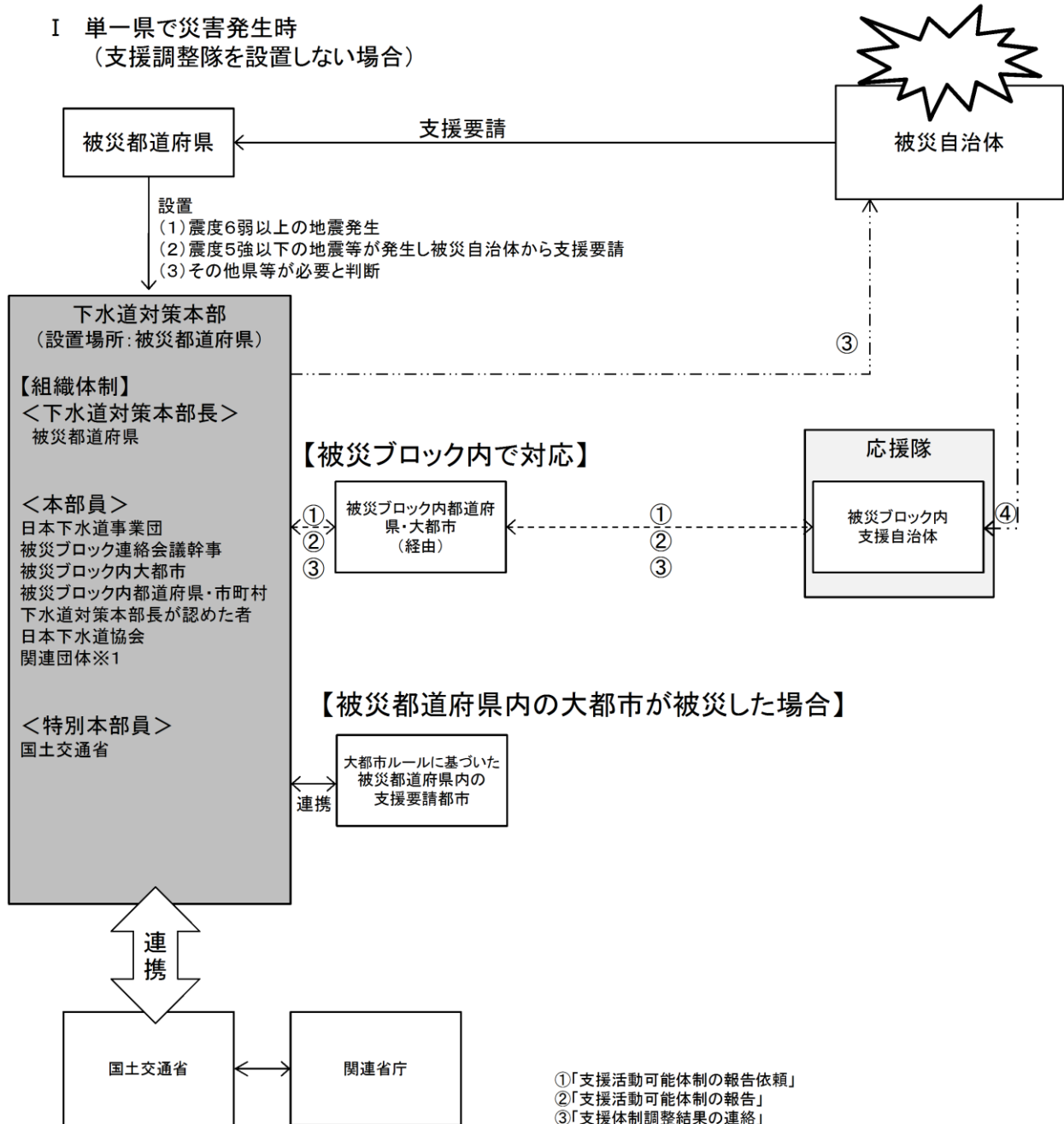
参考資料

- 参考資料－1 「下水道事業における災害時支援に関するルール」フロー（例）
- 参考資料－2 「災害対策基本法・地方自治法関連条文」
- 参考資料－3 「災害対策基本法施行令」
- 参考資料－4 「災害対策基本法施行規則」
- 参考資料－5 「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」
- 参考資料－6 応援と派遣との法的関連図

資料 6-1

参考資料-1 「下水道事業における災害時支援に関するルール」フロー（例）

I 単一県で災害発生時 （支援調整隊を設置しない場合）

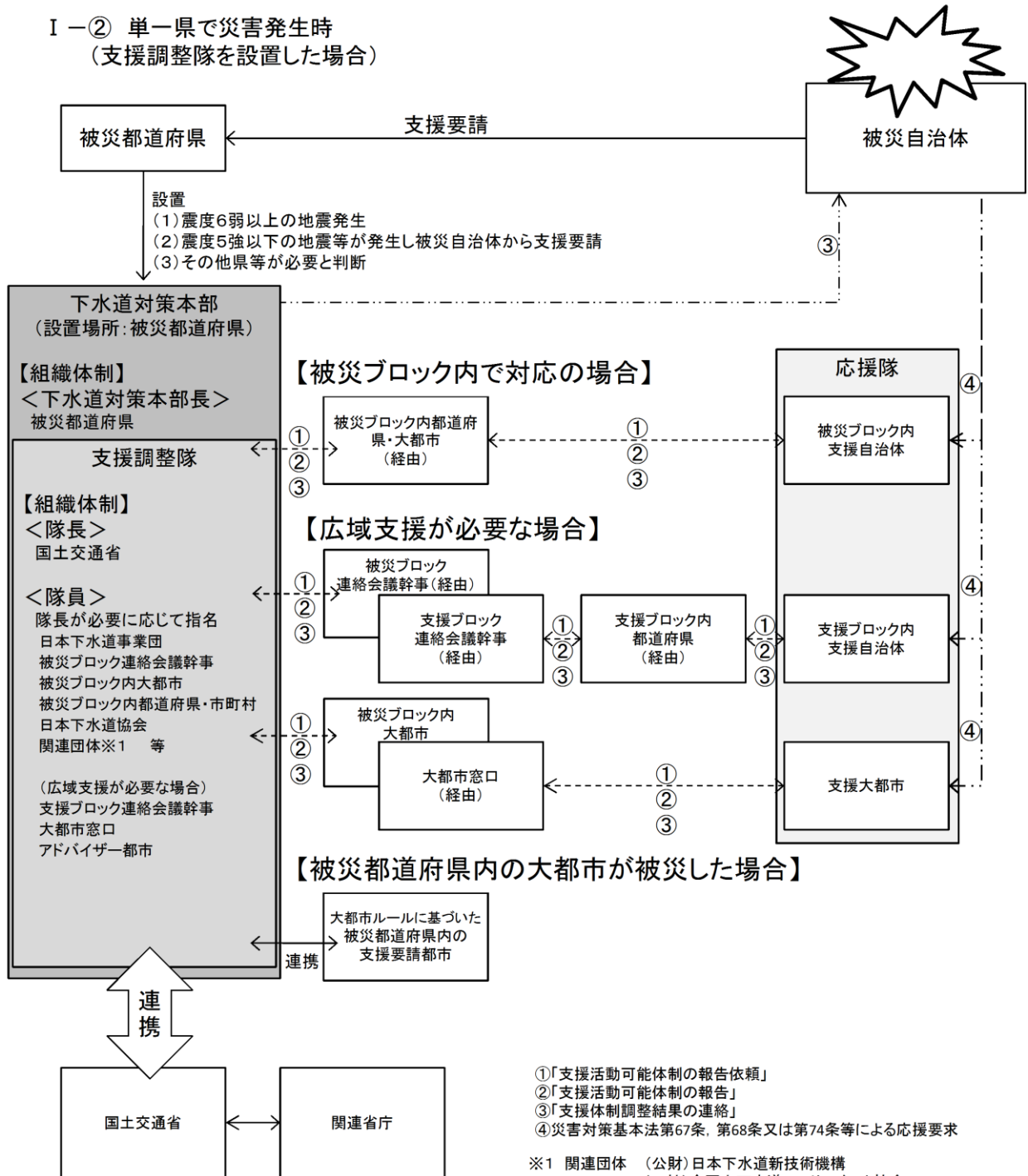


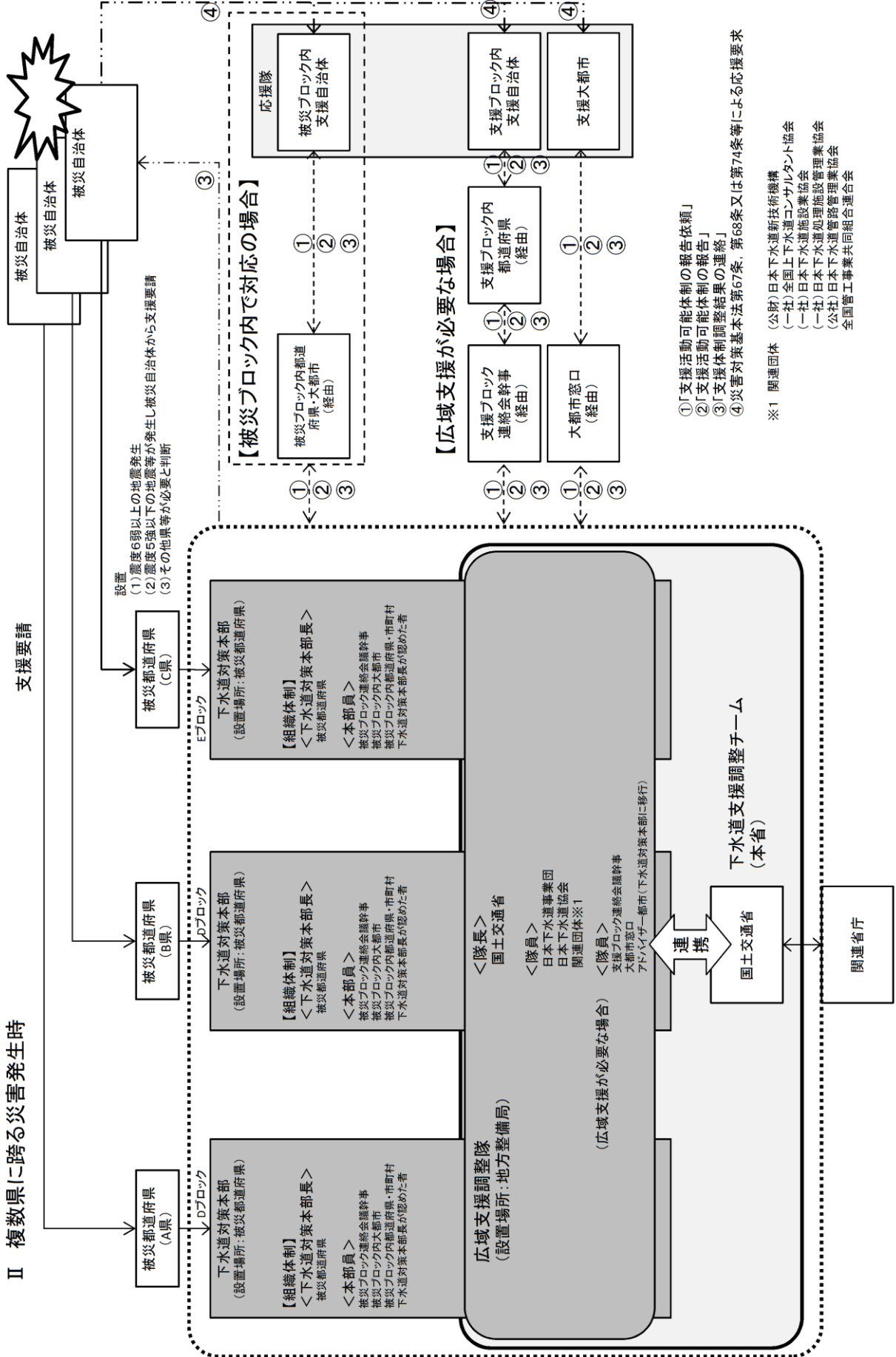
- ①「支援活動可能体制の報告依頼」
- ②「支援活動可能体制の報告」
- ③「支援体制調整結果の連絡」
- ④災害対策基本法第67条、第68条又は第74条等による応援要求

※1 関連団体 (公財)日本下水道新技術機構
 (一社)全国上下水道コンサルタント協会
 (一社)日本下水道施設業協会
 (一社)日本下水道処理施設管理業協会
 (公社)日本下水道管路管理業協会
 全国管工事業共同組合連合会

資料 6-1

I-② 単一県で災害発生時 (支援調整隊を設置した場合)





資料 6-1

参考資料－ 2 「災害対策基本法・地方自治法関連条文」

1. 災害対策基本法関連条文

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

- 2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。
- 3 指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第一項に規定する国の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。
- 4 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

(都道府県の責務)

第四条 都道府県は、基本理念にのつとり、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

- 2 都道府県の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、前項に規定する都道府県の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのつとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

- 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。
- 3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

資料 6-1

(地方公共団体相互の協力)

第五条の二 地方公共団体は、第四条第一項及び前条第一項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

(職員の派遣の要請)

第二十九条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

- 2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限つて内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
- 3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前二項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

(職員の派遣のあつせん)

第三十条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

- 2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第二百五十二条の十七の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第二百二十四条第一項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。
- 3 前条第三項の規定は、前二項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

(職員の派遣義務)

第三十一条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等並びに指定公共機関及び特定地方公共機関は、前二条の規定による要請又はあつせんがあつたときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることが

資料 6-1

できる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

- 2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第六十八条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(都道府県知事の指示等)

第七十二条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、応急措置の実施について必要な指示をし、又は他の市町村長を応援すべきことを指示することができる。

- 2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の市町村の実施する災害応急対策（応急措置を除く。以下この項において同じ。）が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。
- 3 前二項の規定による都道府県知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を受ける市町村長の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求)

第七十四条 都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

- 2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあつては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする。

(指定行政機関の長等に対する応援の要求)

第七十四条の三 第七十条第三項に規定するもののほか、都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

資料 6-1

(指定行政機関の長等又は他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担)

第九十二条 第六十七条第一項、第六十八条、第七十四条第一項又は第七十四条の三の規定により指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は他の地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員（以下この条において「地方公共団体の長等」という。）の応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体は、当該応援に要した費用を負担しなければならない。

2 前項の場合において、当該応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体が当該費用を支弁するいとまがないときは、当該地方公共団体は、国又は当該応援をする他の地方公共団体の長等の属する地方公共団体に対し、当該費用の一時繰替え支弁を求めることができる。

(市町村が実施する応急措置に要する経費の都道府県の負担)

第九十三条 第七十二条第一項の規定による都道府県知事の指示に基づいて市町村長が実施した応急措置のために要した費用及び応援のために要した費用のうち、当該指示又は応援を受けた市町村長の統轄する市町村に負担させることが困難又は不適當なもので政令で定めるものについては、次条の規定により国がその一部を負担する費用を除き、政令で定めるところにより、当該都道府県知事の統轄する都道府県がその全部又は一部を負担する。

2 前項の場合においては、都道府県は、当該市町村に対し、前項の費用を一時繰替え支弁させることができる。

(災害応急対策に要する費用に対する国の負担又は補助)

第九十五条 前条に定めるもののほか、第二十八条第二項の規定による非常災害対策本部長の指示又は第二十八条の六第二項の規定による緊急災害対策本部長の指示に基づいて、地方公共団体の長が実施した応急措置のために要した費用のうち、当該地方公共団体に負担させることが困難又は不適當なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国は、その全部又は一部を補助することができる。

2. 地方自治法関連条文

(職員の派遣)

第二百五十二条の十七 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有することとなるものとし、その給料、手当（退職手当を除く。）及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担とする。ただし、当該派遣が長期間にわたることその他の特別の事情があるときは、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体及びその求めに応じて当該職員の派遣をしようとする普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員の協議により、当

資料 6-1

該派遣の趣旨に照らして必要な範囲内において、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体が当該職員の退職手当の全部又は一部を負担することとすることができる。

- 3 普通地方公共団体の委員会又は委員が、第一項の規定により職員の派遣を求め、若しくはその求めに応じて職員を派遣しようとするとき、又は前項ただし書の規定により退職手当の負担について協議しようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の長に協議しなければならない。
- 4 第二項に規定するもののほか、第一項の規定に基づき派遣された職員の身分取扱いに関しては、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の職員に関する法令の規定の適用があるものとする。ただし、当該法令の趣旨に反しない範囲内で政令で特別の定めをすることができる。

資料 6-1

参考資料－3 「災害対策基本法施行令」

(災害時における交通の規制の手続等)

第三十二条 公安委員会は、法第七十六条第一項の規定により緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域等及び期間（期間を定めないうときは、禁止又は制限の始期とする。以下この条において同じ。）を記載した内閣府令で定める様式の標示を内閣府令で定める場所に設置してこれを行わなければならない。ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、公安委員会の管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、これを行うことができる。

- 2 公安委員会は、法第七十六条第一項の規定により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限しようとするときは、あらかじめ、当該道路の管理者に禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を通知しなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ、当該道路の管理者に通知するいとまがなかつたときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならない。
- 3 公安委員会は、法第七十六条第一項の規定により緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限したときは、速やかに、関係公安委員会に禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を通知しなければならない。

第三十三条 都道府県知事又は公安委員会は、前条第二号に掲げる車両については、当該車両の使用人の申出により、当該車両が同号の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。

- 2 前項の確認をしたときは、都道府県知事又は公安委員会は、当該車両の使用人に対し、内閣府令で定める様式の標章及び証明書を交付するものとする。
- 3 前項の標章を掲示するときは、当該車両の前面の見やすい箇所にこれをするものとし、同項の証明書を当該車両に備え付けるものとする。
- 4 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第九条の警戒宣言に係る地震が発生した場合には、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）第十二条第一項の規定による確認は第一項の規定による確認と、同条第二項の規定により交付された標章及び証明書は第二項の規定により交付された標章及び証明書とみなす。

(政令で定める費用)

第三十九条 法第九十三条第一項の政令で定める費用は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 市町村長が当該市町村の区域内で実施した応急措置又は他の市町村の区域内で実施した応援のうち、主として当該市町村以外の市町村又は当該他の市町村以外の市町村（当該市町村を除く。）の利害に関係がある応急措置又は応援のために通常要する費用で、当該市町村又は当該他の市町村に負担させることが不相当と認められるもの
- 二 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定する政令で指定された激甚災害（以下「激甚災害」という。）のため全部又は大部分の事務を行なうことができなくなつた法第七十三条第一項の市町村の市町村長が実施した応急措置又は当該市町村に対して他の市町村の市町村長が実施した応援のために通常要する費用で、当該

資料 6-1

市町村に負担させることが困難と認められるもの

(都道府県の負担)

第四十条 法第七十二条第一項の規定により指示した都道府県知事の統轄する都道府県は、前条第一号に掲げる費用のうち、市町村長が当該市町村の区域内で実施した応急措置のために要する費用についてはその三分の二を、市町村長が他の市町村の区域内で実施した応援のために要した費用及び前条第二号に掲げる費用についてはその全部をそれぞれ負担するものとする。

(政令で定める費用)

第四十一条 法第九十五条の政令で定める費用は、次の各号に掲げる費用で、国が別に法令で定めるところにより、又は予算の範囲内においてその一部を負担し、又は補助することとしているもの以外のものとする。

- 一 地方公共団体の長が実施した応急措置のうち、主として当該地方公共団体の長の統轄する地方公共団体以外の地方公共団体の利害に関係がある応急措置のために通常要する費用で、当該地方公共団体に負担させることが不相当と認められるもの
- 二 激甚災害のため全部又は大部分の事務を行なうことができなくなつた法第七十三条第一項の市町村の市町村長が実施した応急措置のため通常要する費用で、当該市町村に負担させることが困難と認められるもの

(国の補助)

第四十二条 国は、前条各号に掲げる費用については、非常災害対策本部長の指示に係る応急措置の内容その他の事情を勘案し、予算の範囲内において、その全部又は一部を補助することができる。

資料 6-1

参考資料－4 「災害対策基本法施行規則」

(緊急通行車両についての確認に係る標章の様式等)

第六条 令第三十三条第二項 の標章の様式は、別記様式第三のとおりとする。

2 令第三十三条第二項 の証明書の様式は、別記様式第四のとおりとする。

資料 6-1

参考資料－5 「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」
(現行最新版)

下水道災害時における 大都市間の連絡・連携体制に関するルール

平成29年1月

災害時支援大都市連絡会議

資料 6-1

下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール

大都市下水道に関する災害対策の重大性に鑑み、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市（以下「大都市」という。）は、平成24年10月1日大都市間で締結した「21大都市災害時相互応援に関する協定」（以下「大都市協定」という。）に定めるもののほか、大都市において災害が発生した際、下水道事業に関し友愛的精神に基づいて相互に救援協力するものとし、その円滑かつ迅速な実施を図り、また、恒久の相互支援の基礎とするため、このルールを作成する。

（ルールの適用）

第1条 本ルールは、震度6弱以上の地震時に適用する。

2 震度5強以下の地震時またはその他災害が発生し、被災した大都市（以下「被災都市」という。）からルール適用の要請があった場合は、本ルールを適用する。

なお、震度5弱以上の地震が発生した都市は、発災後すみやかに第4条に定める情報連絡総括都市に被災状況及びルール適用の有無等を連絡するものとする。

3 「下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「全国ルール」という。）」第7条の2に基づき情報連絡総括都市に下水道対策本部員への参加要請があった場合は、全国ルールと調整を図りながら広域的な支援を行う。

（支援要請）

第2条 支援を要請しようとする大都市（以下「支援要請都市」という。）は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、第4条に定める情報連絡総括都市を通じて、役務の提供、緊急用資機材の調達その他必要な支援を要請するものとする。

2 要請を受けた大都市は、極力これに応じ支援に努めるものとする（以下、支援に応じた大都市を「支援都市」という。）。

（支援経費の負担）

第3条 支援に要した経費の負担については、原則として大都市協定第4条、大都市協定実施細目第3条第1項及び第4条に基づくものとする。

（発災時の情報連絡体制）

第4条 大都市において災害が発生したときは、情報の一元化及び被災都市の事務軽減を図るため、被災都市に応じ、表-1のとおり情報連絡総括都市を置く。

2 情報連絡総括都市は、情報連絡の窓口となり、被災都市との連絡や国土交通省との情報交換を行い、その結果を他の大都市へ情報連絡する。

3 情報連絡総括都市は、発災後できるだけ早期に責任者を指定の上、被災都市に派遣し、被災状況を把握するものとする。なお、この派遣に被災都市からの要請は必要としない。

4 情報連絡総括都市は、被災都市からの支援要請に備え、被害の程度により他の大都市

資料 6-1

へ支援及び支援隊集積基地設営の準備を依頼する。

- 5 情報連絡総括都市は、支援可能人員、提供可能緊急資機材の数量等を把握し被災都市へ情報連絡する。
- 6 このルールに基づく大都市間の情報連絡体制及び窓口は、表-2のとおりとする。
- 7 各大都市は、災害時を想定し、それぞれの支援体制や情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(支援要請後の情報連絡体制)

第5条 情報連絡総括都市は、支援要請都市と支援内容、時期等について十分協議を行う。

なお、この協議は支援要請前から行うことを妨げない。

- 2 情報連絡総括都市は、支援要請都市からの支援人員等に関する要請内容に基づいて人員、資機材等の割り振りを行い、各大都市へその内容を連絡する。

(現地指揮連絡体制)

第6条 災害時の現地支援における情報の混乱を防ぎ、支援活動の統一を図るため、現地支援総括都市を設ける。

- 2 現地支援総括都市は、支援都市の中から情報連絡総括都市が定める。
- 3 現地支援総括都市は、支援要請都市の方針のもと、支援活動が円滑に進むよう支援隊を指揮する。なお、この場合における現地指揮連絡体制は、表-3のとおりとする。
- 4 支援要請都市は、連絡要員を支援隊集積基地に常駐させることなどにより、支援都市との意思の疎通を図るものとする。
- 5 支援開始後の情報連絡体制は、表-4のとおりとする。

(支援隊の受入れ体制)

第7条 支援隊受入れ場所として、支援隊集積基地を設ける。

- 2 支援隊集積基地は支援要請都市に設けるものとし、これにより難しい場合は、支援要請都市の周辺自治体に設けるものとする。
- 3 支援要請都市は、次の各号に掲げる内容について情報連絡総括都市に連絡するものとする。
 - (1) 支援要請都市内に支援隊集積基地を設けることが可能な場合は、その位置、規模、施設内容等
 - (2) 前号により難しい場合は、周辺自治体が提供可能な支援隊集積基地の位置、規模、施設内容等
- 4 支援隊集積基地の設置場所は、情報連絡総括都市が、支援要請都市と連絡をとり、支援内容等を勘案した上で決定する。
- 5 情報連絡総括都市は、支援隊集積基地を提供する都市と基地の設営に当たって提供可能な役務等について事前に打合せを行い、その結果を各支援都市に連絡する。
- 6 各大都市は、支援隊集積基地として提供可能な施設をあらかじめリストアップし、その規模、施設内容、提供可能な機器等を把握し、情報連絡総括都市に報告するものとする。

資料 6-1

(支援隊集積基地の運営)

第8条 支援隊集積基地の運営は、支援隊集積基地を提供する大都市が行うものとする。

ただし、大都市以外の周辺自治体に支援隊集積基地を設けた場合は、原則として支援要請都市が行う。

2 現地支援総括都市は、各支援都市の支援隊のまとめ役として、支援隊集積基地の運営を補佐する。

(緊急資機材情報の把握)

第9条 各大都市は、情報連絡総括都市からの資機材の提供に関する調査依頼により、提供可能な数量等を報告する。

2 情報連絡総括都市は、支援都市及び被災都市へのテレビカメラ車等の特定資機材の優先的な提供を、業界団体に対し要請するものとする。

ただし、被災都市が直接業界団体に要請した場合は、被災都市はその旨を情報連絡総括都市へ通知する。

3 各大都市は、緊急時に提供可能な資機材をリストアップし、整備・保管に努めなければならない。

4 東京都及び大阪市は、テレビカメラ車等の特定資機材に関する全国的な情報の把握を行う。

(民間団体等との協力)

第10条 各大都市は、民間団体等と支援協力に関する協定を速やかに締結するよう努める。

2 支援用緊急資機材を所有していない大都市は、民間団体等と資機材の提供に関する協定を締結するよう努める。

(下水道台帳の共有)

第11条 各大都市は、円滑な支援を目的とし、下水道台帳等必要な資料の共有に努める。下水道台帳の他、共有する資料は連絡会議において協議し、定めるものとする。

(平常時の連絡会議及び訓練)

第12条 毎年一回以上連絡会議を開催するとともに、被災都市を想定した情報連絡訓練を実施するものとする。

なお、連絡会議のメンバーは、国土交通省、(公社)日本下水道協会の関係者及び各大都市の担当課長とする。

(協 議)

第13条 このルールに定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、連絡会議において協議し、定めるものとする。

資料 6-1

(その他)

第14条 本ルールに定める大都市に新たな都市が追加となる場合には、本ルール改正までの間、その都市を含めたものとして条文を読み替えることができる。

附 則

1 このルールは、平成29年1月18日から効力を生ずる。

平成8年5月16日制定
平成9年10月30日改正
平成16年1月27日改正
平成20年2月20日改正
平成21年10月7日改正
平成22年9月30日改正
平成24年10月1日改正
平成25年12月12日改正
平成27年5月21日改正
平成27年12月21日改正
平成29年1月18日改正

資料 6-1

〔表－１〕 災害時における連絡・連携体制について（第４条関係）

災害時における連絡・連携体制は、被災都市により支援隊集積基地、情報連絡総括都市及び現地支援総括都市を下表のとおり定める。ただし、広域災害等これによりがたい場合は、被災状況に応じて判断する。

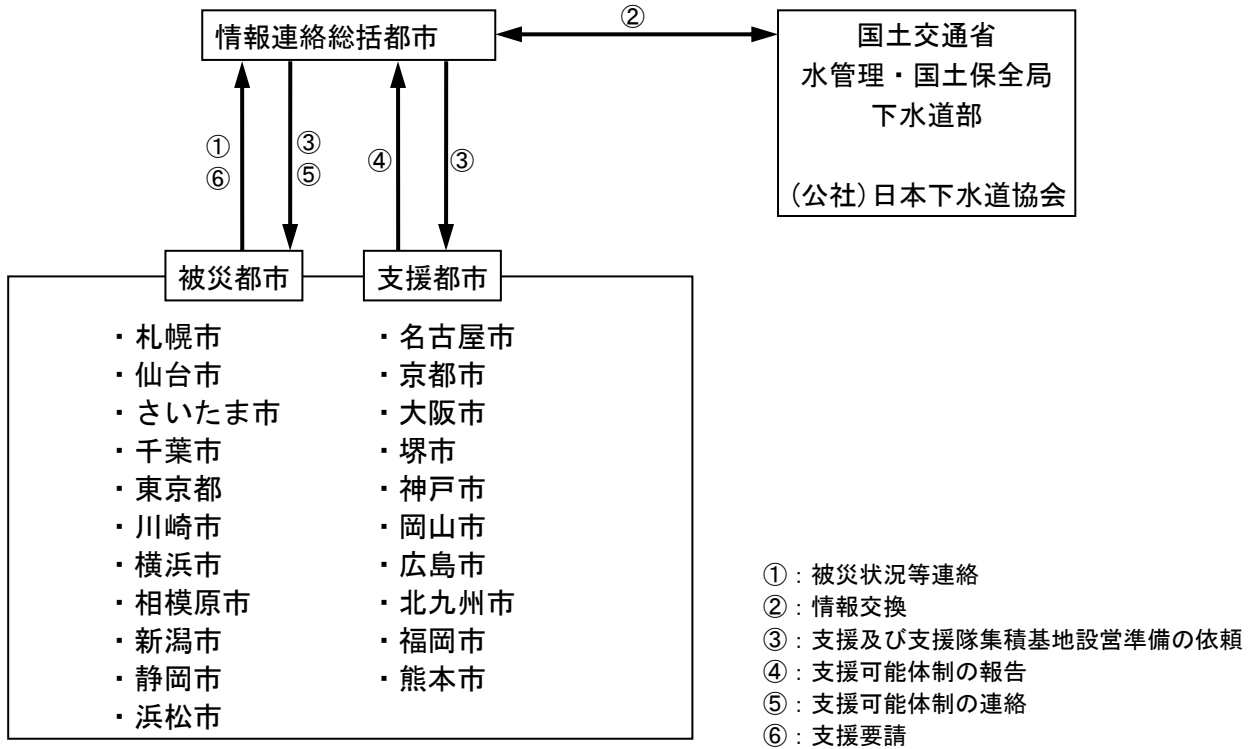
ブロック割	被災都市	情報連絡総括都市※	支援隊集積基地	現地支援総括都市
北海道・東北	札幌市	東京都	支援隊集積基地は支援要請都市に設けるものとし、これによりがたい場合は、支援要請都市の周辺自治体に設ける。	支援都市の中から情報連絡総括都市が定める。
	仙台市			
関東	さいたま市	大阪市		
	千葉市			
	東京都			
	川崎市			
	横浜市			
	相模原市			
中部	新潟市	東京都		
	静岡市			
	浜松市			
	名古屋市			
近畿	京都市	東京都		
	大阪市			
	堺市			
	神戸市			
中国・四国	岡山市	大阪市		
	広島市			
九州	北九州市			
	福岡市			
	熊本市			

※東京都及び大阪市が共に被災し、情報連絡総括都市の役割を担うことができない場合は、札幌市が情報連絡総括都市となるものとする。この場合において、札幌市は、連絡が取れない場合を除き、事前に両都市と協議を行うものとする。

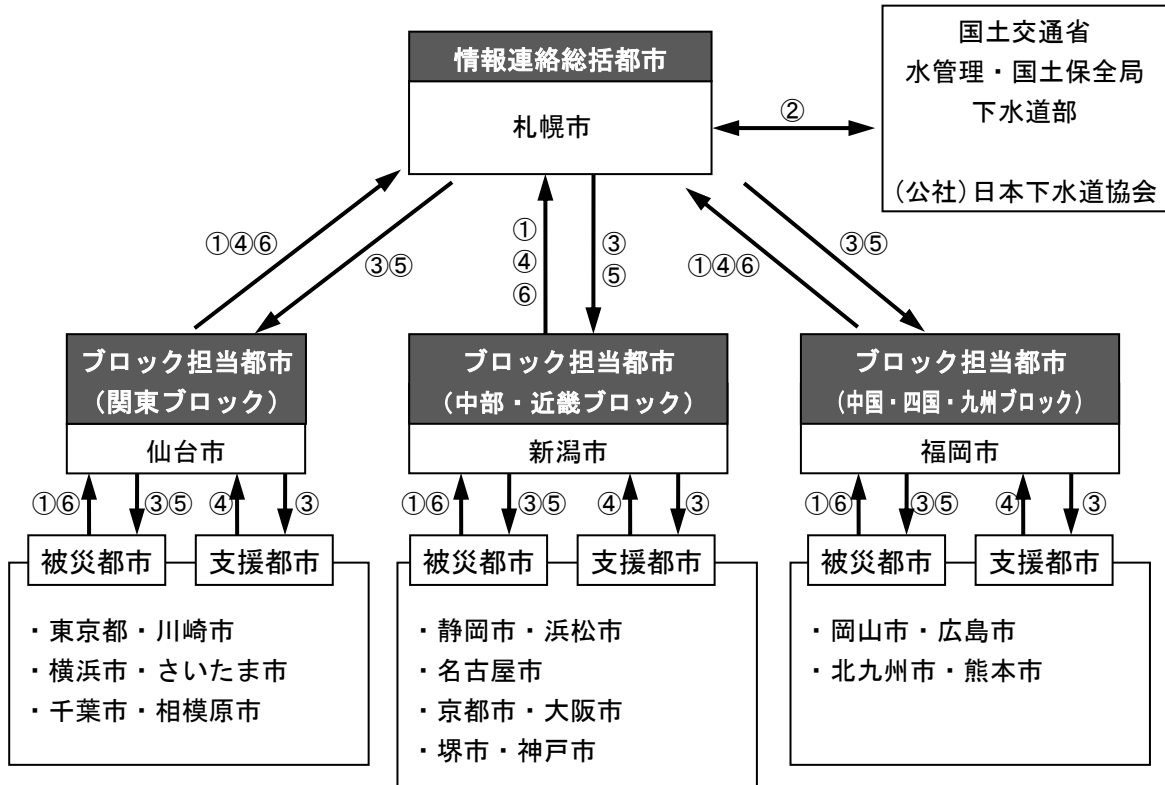
資料 6-1

[表-2] 緊急時の情報連絡体制（第4条関係）

(1) 東京都及び大阪市が情報連絡総括都市の場合



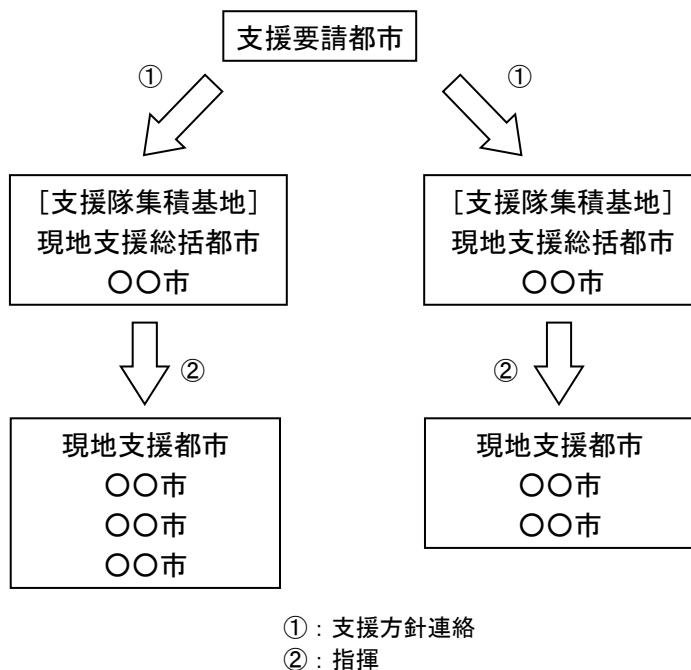
(2) 札幌市が情報連絡総括都市の場合



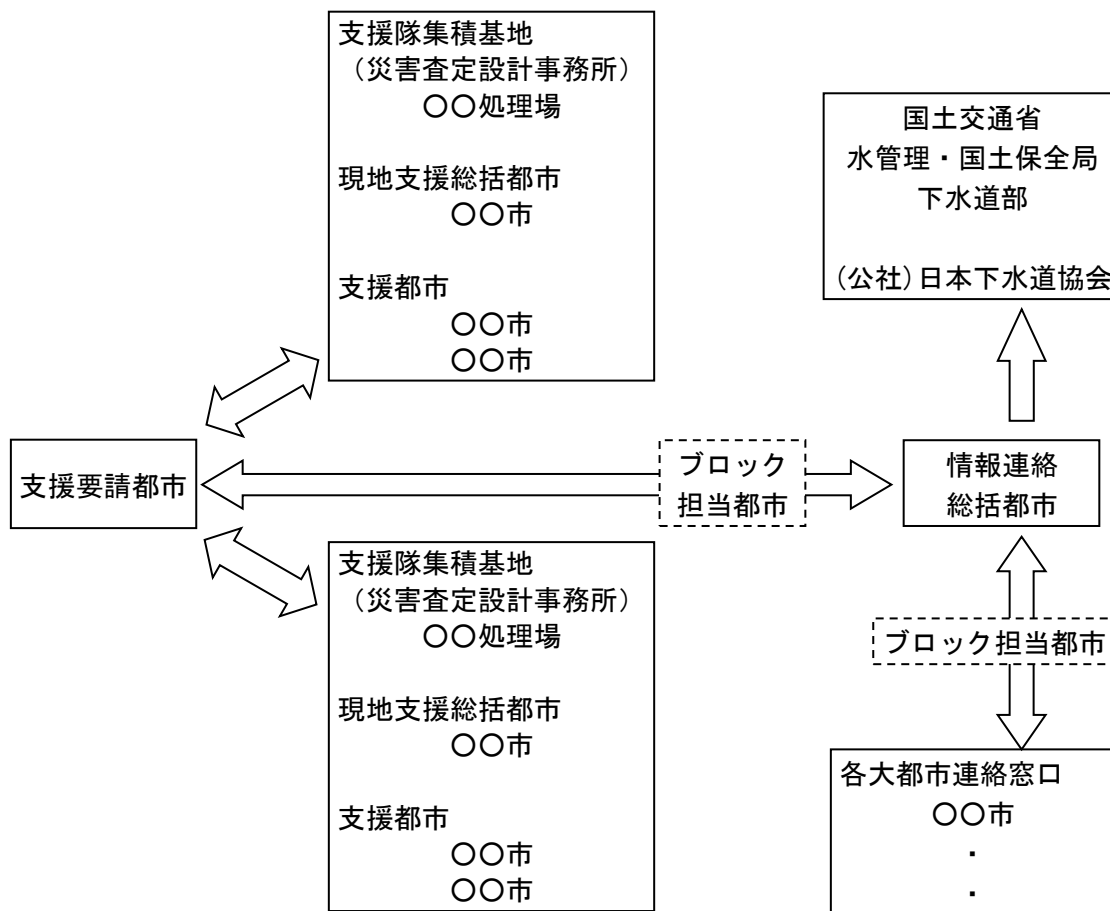
※札幌市が情報連絡総括都市の場合、情報連絡はブロック担当都市を介して行うものとする。また、情報連絡体制はこれを基本とするが、各都市被災状況等これによりがたい場合は状況に応じ判断する。

資料 6-1

[表-3] 現地指揮連絡体制（第6条関係）



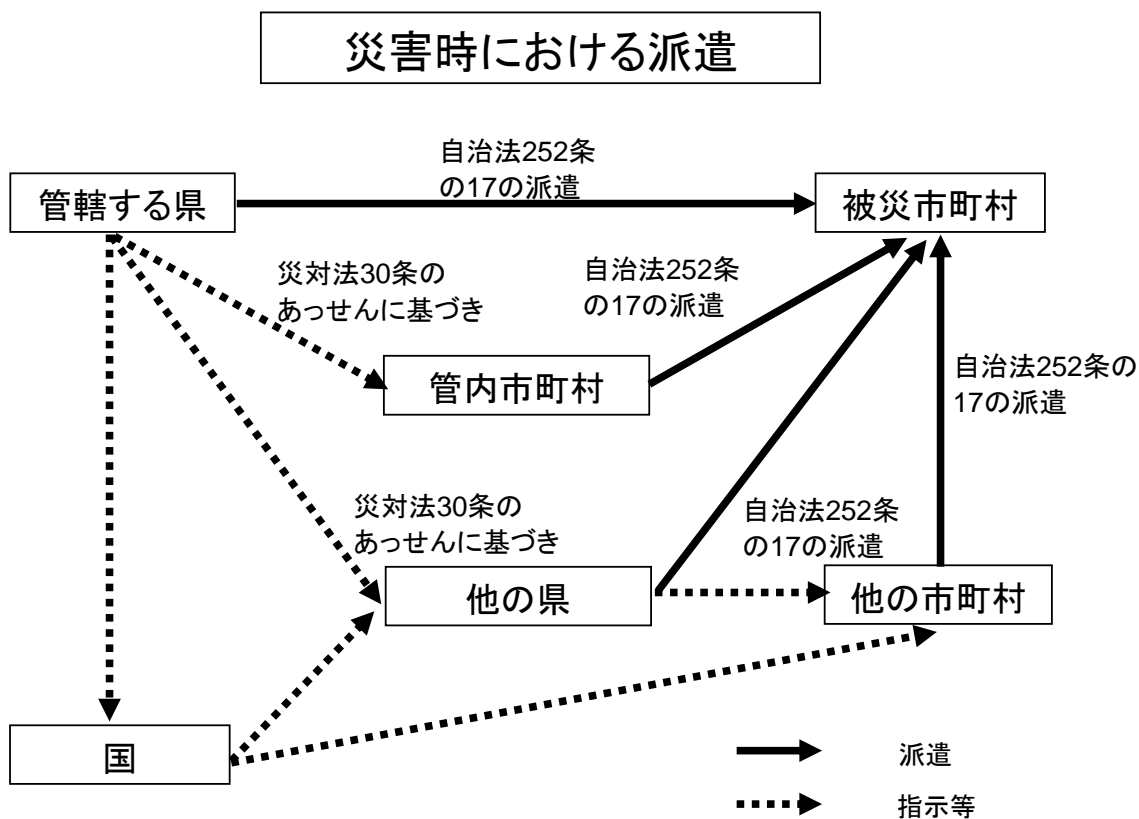
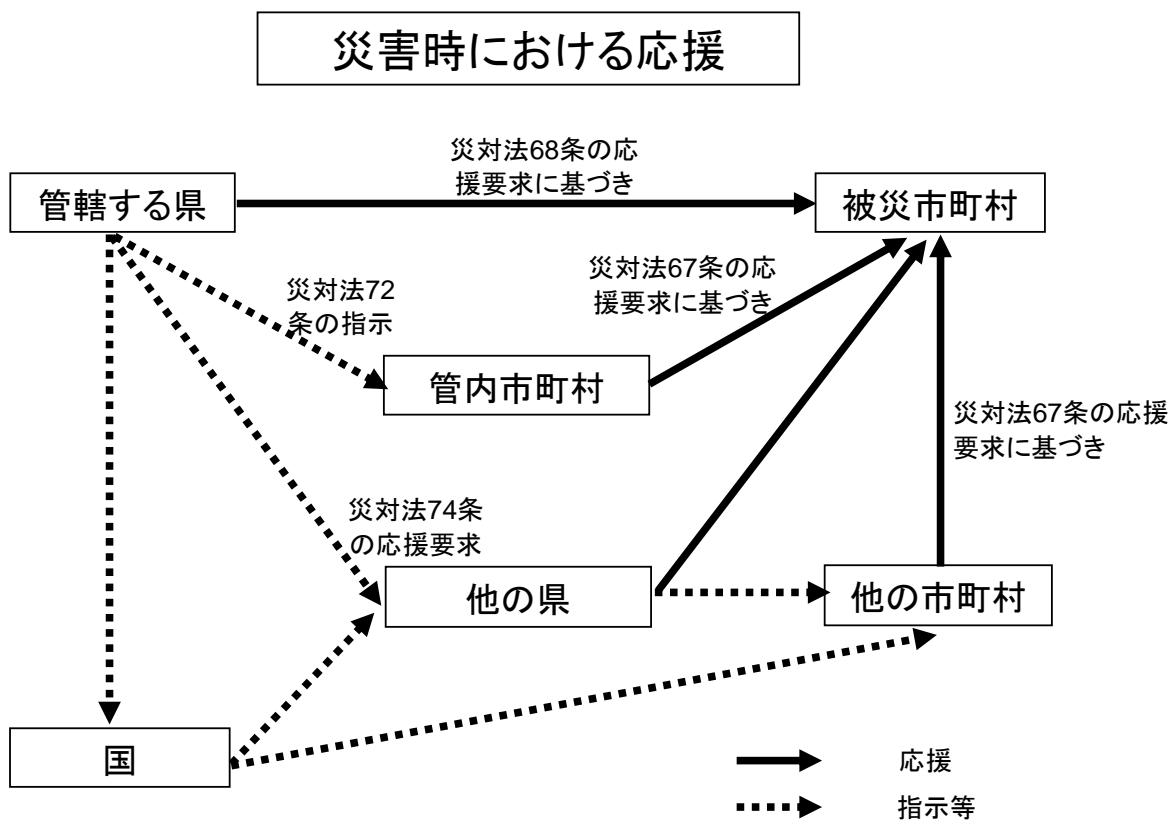
[表-4] 支援開始後の情報連絡体制（第6条関係）



札幌市が情報連絡総括都市の場合、情報連絡はブロック担当都市を介して行う

資料 6-1

参考資料-6 応援と派遣との法的関連図



下水道事業における災害時支援に関するルールの解説

平成 29 年 2 月改定

公益社団法人 日本下水道協会
法 人

資料 6-2

目 次

1. 「全国ルール」改定の経緯について	33
2. 「全国ルール」と「大都市ルール」との関連について	33
3. 災害時支援ブロック連絡会議について	33
4. ブロック連絡会議幹事について	34
5. 災害時支援全国代表者会議連絡会議について	34
6. 下水道対策本部について	34
7. 国土交通省の役割（全国ルール第9条）について	36
8. 災害復旧支援活動（「応援」及び「派遣」）について	37
9. 前線基地の現地応援総括者について	39
10. 被災した自治体の役割について	39
11. 災害復旧支援活動にかかる費用負担について	40
12. 参考資料-1「ルールのフロー」について	40
13. 今後、推進が望まれる取組について	41
14. 「全国ルール」における用語について	42
15. 資料	
<資料-1 支援調整時の文書例>	44
様式-①：支援活動可能体制の報告について（依頼）	44
様式-②：支援活動可能体制の報告について（回答）	45
様式-③：支援体制調整結果（案）の連絡について	47
様式-④：応援の要求について（依頼）	48
様式-⑤：支援ブロックへの広域応援の協力について（依頼）	49
<資料-2 全国ルールの詳細フロー（例）>	50
<資料-3 応援活動の役割分担表（例）>	54
<資料-4 平常時の対策>	58
<資料-5 全国ルールにおける用語集>	59

資料 6-2

下水道事業における災害時支援に関するルール（「全国ルール」）の解説

平成28年4月16日に発生した熊本地震にかかる支援活動の実状を踏まえた「全国ルール」の改定にあたり、ブロック連絡会議や下水道対策本部の運用等の参考となるよう、改定の経緯、補足、変更点、参考となる実績及び参考資料等を「解説」として取りまとめています。

1. 「全国ルール」改定の経緯について

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を受け、平成8年1月に「全国ルール」を制定し、大規模災害時の支援体制についての基本的な考え方、関係機関の役割、情報伝達方法などの下水道界の基本ルールを作成しました。

その後、平成16年10月に発生した新潟県中越地震を受け、応援及び派遣された職員の身分及び費用負担の整理、広域的な支援が必要な場合の対応等について見直し、平成19年6月に改定しました。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災を受け、複数の都道府県に被害が跨る場合の広域支援対応等について見直し、平成24年6月に改定しました。

今回の改定においては、支援調整隊の位置づけ、下水道対策本部の業務への「大都市ルールとの調整」の追加、安全への留意等について見直しています。

2. 「全国ルール」と「大都市ルール」との関連について

「全国ルール」では、東日本大震災のようなプレート境界型地震や熊本地震のような直下型地震等の大規模な災害が発生し、下水道施設が被災した際、被災した自治体単独では対応が困難な場合、複数の都道府県に跨る広域被災の場合に備えて、都道府県を超える広域的な下水道事業関係者間の支援体制を整えておくことを目的としています。

また、大規模な災害が発生した場合、支援（「応援」及び「派遣」）経験を有する大都市の支援が重要であることから、「全国ルール」と「大都市ルール」を調整しながら、大規模な災害に迅速に対処することになっています。例えば、被災ブロックの大都市のうち、被害が少ない大都市がある場合、その大都市は、全国ルールに基づき大都市以外の支援も行います。

3. 災害時支援ブロック連絡会議について

平常時の業務をブロック連絡会議で行うこととし、「全国都道府県における災害時の広域支援に関する協定」によるブロック知事会の構成とブロック連絡会議の構成との整合を図るため、オブザーバー県を設置しています。

なお、当該オブザーバーの県内で災害が発生した際は、オブザーバーとして所属していないブロックで対応することとなります。

また、都道府県は第3条第3項のとおり「市町村の災害時緊急連絡網」を作成するとともに、市町村及び下水道関係団体等に対して全国ルール及びブロック連絡会議等の内容について十分に周知するものとしており、周知の徹底の観点から、実施状況をブロック連絡会議に報告することが望まれます。

資料 6-2

4. ブロック連絡会議幹事について

幹事は都道府県をもって充て、原則として年1回ブロック連絡会議を開催します（資料-4参照）。また、①幹事の選出、②参加市町村の選出、③ブロック連絡会議構成員に係る緊急連絡網（平日、夜間・休日）の作成、④連絡する災害規模及び報告関係機関等、⑤第6条に規定する下水道対策本部が設置された場合の本部員の選出、⑥資機材リストの集計、⑦訓練、を協議・調整等を行います。

なお、災害時緊急連絡網の作成にあたっては、資料-2に全国ルールの詳細フロー（例）を掲載していますので参考にしてください。

5. 災害時支援全国代表者連絡会議について

支援活動に関する全国的な方策等を調整するため、災害時支援全国代表者連絡会議を設置し、事務局は日本下水道協会とし、原則として年1回開催します（資料-4参照）。

6. 下水道対策本部について

(1) 下水道対策本部の位置づけ

下水道対策本部は、災害対策基本法に基づく「災害対策本部」の下水道事業に関する部分についての運営支援を行う組織とし、災害復旧活動の支援業務等（災害対策基本法第67条等に基づく応援要求の調整や後方支援等）を行うものとし、その活動は、任意の調整機能と位置づけられます。

(2) 下水道対策本部の設置要件

次の場合に設置するものとします。

- ①震度6弱以上の地震が発生した場合
- ②震度5強以下の地震等で、被災自治体から支援要請を受けた場合
- ③都道府県とブロック連絡会議幹事が調整し必要と判断した場合

(3) 下水道対策本部の組織

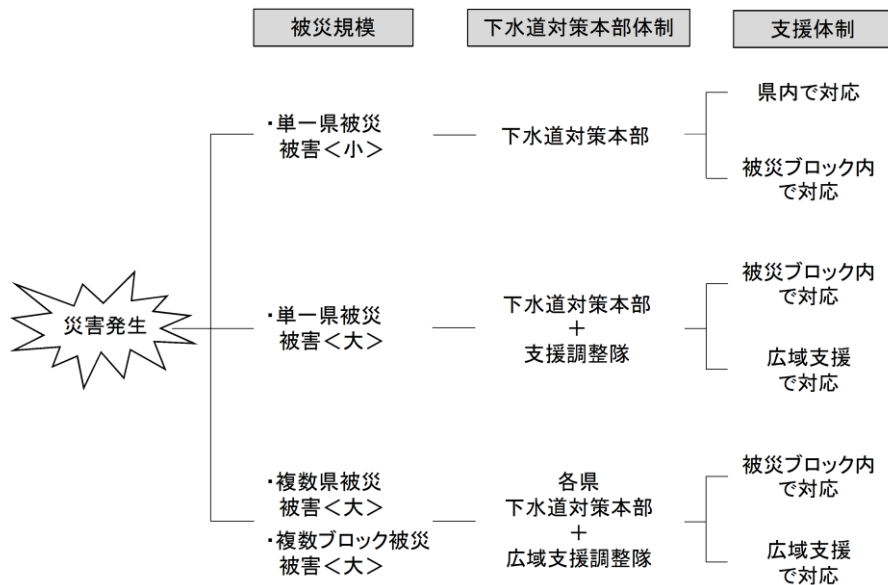
下水道対策本部長は、原則として被災都道府県の下水道担当課長とします。

また、被災状況やこれまでの被災ブロックにおける支援及び受援経験等を踏まえ、被災したブロック以外の広域支援調整や被災したブロック内の自治体への支援調整等の下水道対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省の総合調整の上、下水道対策本部内に支援調整隊を設置することができることを今回新たに追加しました。なお、リーダーシップを発揮しやすいよう、支援調整隊の隊長は、下水道対策本部に参集した国土交通省の職員が担うことや、また、機動的かつ効率的に活動できるよう、支援調整隊の隊員は、下水道対策本部に参集した下水道対策本部員から隊長が必要に応じて指名するものとしました。

熊本地震の際には、現地支援本部と称し、支援調整等の下水道対策本部の業務を行いましたが、下水道対策本部と名称の明確化を図るため、支援調整隊に改称しました。

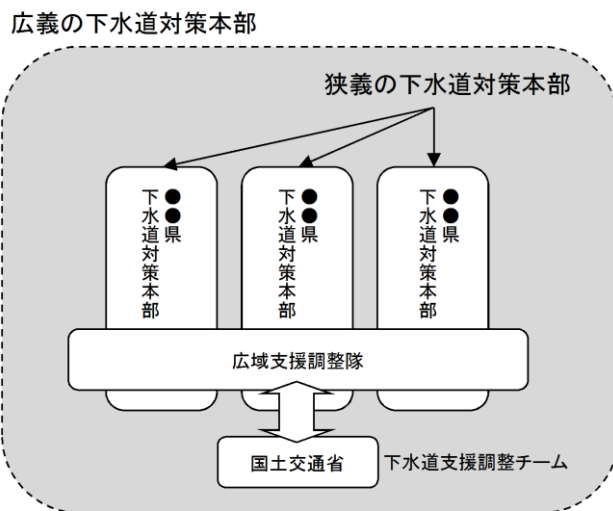
被災規模による下水道対策本部の体制イメージを図-1に示します。

資料 6-2



図－1 被災規模による下水道対策本部の体制イメージ

東日本大震災のような複数の都道府県に跨る広域被災の場合には、図－2に示すように、被災した各県に（狭義の）下水道対策本部が設置され、支援調整等の下水道対策本部の業務を円滑かつ迅速に実施するため、国土交通省の総合調整により、広域支援調整隊を設置することができます。また、国土交通省下水道部内に下水道支援調整チームが設置され、被災自治体、支援自治体及び関係する団体を総括的に（広義の）下水道対策本部として対応することになります。



図－2 複数県に跨る広域被災における下水道対策本部のイメージ

下水道対策本部には、第7条第4項のとおり、下水道対策本部の事務を処理するため、本部内に事務局を置くこととなっており、熊本地震における下水道対策本部事務局と支援調整隊（当時：現地支援本部）の役割分担の例を図－3に示します。

資料 6-2

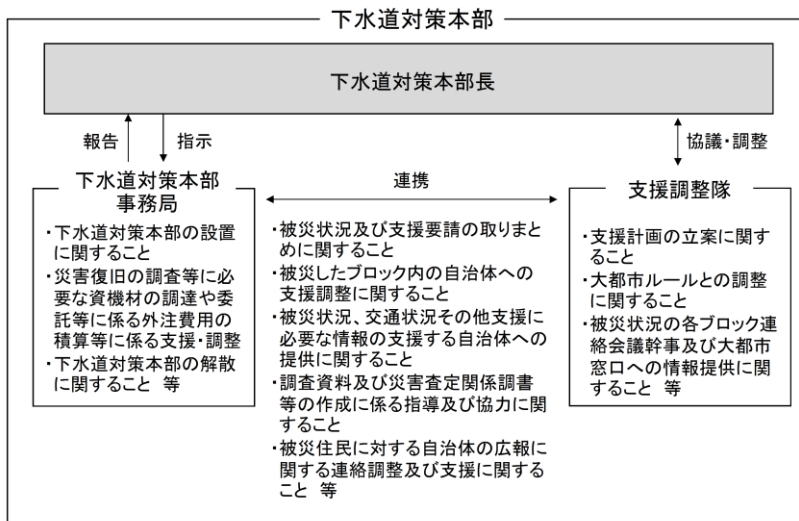


図-3 下水道対策本部事務局と支援調整隊の役割分担の例

(4) 下水道対策本部の設置場所

下水道対策本部は、原則として被災都道府県の本庁舎所在地に設置します。

なお、東日本大震災では、岩手県、宮城県等に下水道対策本部を設置したことに加え、東北地方整備局に広域支援調整隊（当時：現地支援本部）を設置し、連携を図りながら対応しました。

(5) 下水道対策本部の構成員

構成員の身分及び費用は、「ブロック知事協定」等で特に定めがある場合を除き、(1)のとおり、下水道対策本部の位置づけに鑑み、構成員の属する組織・団体の身分及び費用による参加とします。これは、下水道対策本部での支援活動が、災害対策基本法に基づく災害復旧支援活動（「応援」及び「派遣」）と異なることから、「自主的な参加」としているためです。

(6) 支援計画の立案

支援計画の立案においては、災害査定を考慮し、災害査定設計書の作成に至るまでの支援体制が適切な規模となるよう計画する必要があります。

7. 国土交通省の役割（全国ルール第9条）について

ライフラインである下水道施設の早期の機能復旧は、被災した国民の生活にとって必要不可欠であることから、下水道対策本部の活動を迅速かつ的確に実施するとともに、十分な支援体制を構築する必要があります。

阪神淡路大震災、新潟県中越・中越沖地震、東日本大震災、熊本地震等において、国土交通省水管理・国土保全局下水道部及び地方整備局は、現地の下水道対策本部へ職員を派遣するなど、下水道対策本部、被災自治体及び支援自治体等と連携し、支援活動の総合調整を行ってきたことを踏まえ、国土交通省の役割は、ブロック内及び広域支援による支援・応援活動等の「総合調整」を行うこととしています。なお、自治体においては、自主的に行動していくことも必要です。

また、熊本地震においても東日本大震災と同様に災害査定を簡素化に関する通知が発

資料 6-2

出される等、今後も災害査定に至るまでの業務の迅速化・効率化について検討する役割があります。

8. 災害復旧支援活動（「応援」及び「派遣」）について

「全国ルール」では、対策本部設置から災害査定資料作成等までの支援活動を想定していますが、それ以降の支援活動も含めて考え方を整理します。

(1) 災害復旧支援活動の位置づけ

災害が発生し、被災自治体へ他の自治体が応急対策、災害復旧の支援を行う場合、災害対策基本法及び地方自治法第 252 条の 17 に定める「応援」及び「派遣」の規定に基づき実施します。これは、災害復旧支援活動を行う際には、二次災害等が発生しないよう安全に十分留意することが重要ですが、職員が二次災害等に遭遇した場合の措置等を明確にするため、災害復旧支援活動を災害対策基本法及び地方自治法に基づく活動に位置づけたものです。

表－1 災害対策基本法における「応援」と「職員の派遣」の位置づけ（参考）

区 分	応援 (災対法第 67、68、74 条)	職員の派遣 (災対法第 29～33 条)
性 質	マンパワーとしての人員に着目する場合が多い。	職員個人の有する技術・知識・経験等に着目。
期 間	短期。	原則として長期にわたる。
事 務	災害応急対策を実施するために必要なこと。	災害応急対策又は災害復旧に関し必要なこと。
身 分	身分異動を伴わない。	派遣先の身分と併任。
指揮・監督	応援隊が一隊となって派遣先の指揮下に入る。	個人的に派遣先に分属する。

(出典；逐条解説 災害対策基本法〔第三次改訂版〕p424)

なお、災害対策基本法第 29 条に規定されている「職員の派遣」は国の職員に適用されるもので、(3)のとおり、地方公共団体の職員の場合は地方自治法第 252 条の 17 の規定によることとなります。詳細は同法の手続きを参照してください。

(2) 「応援」を実施する場合の手続き

災害対策基本法に基づく「応援」を実施する場合、被災自治体及び応援自治体間において、災害対策基本法第 67 条（市町村長等相互の場合）、同第 68 条（市町村長等が都道府県知事に対して行う場合）又は同第 74 条（都道府県知事等相互の場合）に基づき手続きを行います。

なお、手続きは文書（又は電磁的記録）で行いますが、緊急でやむを得ない場合は電話又はファクシミリ、メール等により応援要請を行い、後日文書（又は電磁的記録）を速やかに提出します。

また、応援要請を行う際は、全国知事会、全国市長会及び全国町村会等を經由で別途、要請を行う可能性があり、応援要請が重複しないよう、被災自治体内において予め調整を行うことが望まれます。

(3) 「派遣」を実施する場合の手続き

自治体の職員を派遣する場合は、地方自治法第 252 条の 17（職員の派遣）に基づく

資料 6-2

手続きを行います。

(4) 支援、応援、派遣の区分

他の自治体が被災自治体で実施する活動は、災害対策基本法及び地方自治法に基づき、「応援」や「派遣」と位置づけられます。よって、災害対策基本法及び地方自治法に基づく「応援」や「派遣」以外の活動である、「下水道対策本部の活動」や「他の自治体を実施する先遣調査」等は、他の自治体等の職員が所属組織・団体の身分及び費用による参加としての「支援（狭義）」の位置づけとなります。

なお、二次災害の未然防止と安全確保の作業である「緊急点検」と、「緊急調査」は被災自治体による対応が基本となります。

また、「現地調査」として、下水道対策本部設置直後に、国土交通省の総合調整のもと下水道対策本部と共に、自主的に国土交通省及び日本下水道協会等が、支援規模の概要把握や広域支援要請の判断を行うことも想定しています。

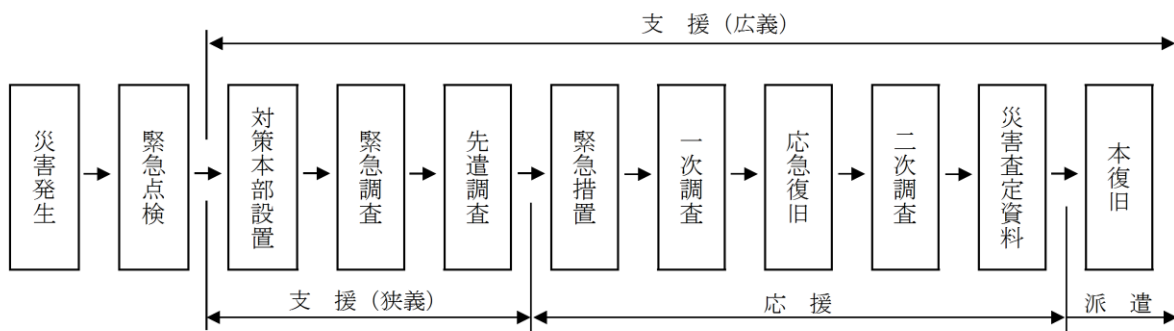


図-4 支援、応援、派遣の区分のフロー（参考）

- 支援（広義）：対策本部の設置、緊急調査、先遣調査、応援活動及び派遣活動（支援活動時点では、広義で捉えている）
- 支援（狭義）：対策本部設置、緊急調査、先遣調査
- 応援：支援のうち、災害対策基本法第 67、68 又は 74 条等に基づき、調査・復旧活動等のため被災自治体に職員を提供すること
- 派遣：支援のうち、地方自治法第 252 条の 17 に基づき、調査・復旧活動等のため被災自治体に職員を提供すること

災害発生から本復旧までの項目を区分すると、図-4のフローのようになります。これまでの災害では、支援組織が支援体制を確立するために行う「先遣調査」までを「支援（狭義）」、緊急措置から災害査定資料作成までを「応援」、本復旧以降を「派遣」としている例が多くありましたが、これらの区分は実状に合わせて柔軟に対応する必要があります。

なお、東日本大震災においては、被災直後に、国土交通省、東京都、日本下水道事業団、日本下水道協会が被災状況の把握のため東北地方の現地調査を行うとともに、大都市間ルール等に基づき新潟市、大阪市が仙台市、千葉市の被害状況把握のための現地調査を行うため、職員を派遣しました。

さらに、国土交通省は、被災地方公共団体とも調整し、名古屋市、大阪市、神戸市に対し、岩手県、宮城県、福島県における先遣調査のための職員派遣の検討を依頼し、各都市は、その後もアドバイザー都市として、支援活動を行いました。一方、仙台市の支

資料 6-2

援活動のアドバイザーは政令市である新潟市が行いました。

それ以降の被災一般市町村に対する、全国の地方公共団体による広域支援については、国土交通省の総合調整のもと、大都市窓口、アドバイザー都市、日本下水道協会が各大都市、各ブロック幹事と連携し、職員の応援に係わる連絡調整を行いました。

また、東日本大震災では、「全国ルール」により出動した他の自治体（都道府県及び大都市を除く市町村）が被災自治体で実施する一次調査までの活動については、短期の職務命令による派遣の扱い（公務出張）を前提に支援要請を行いました。

熊本地震では、前震2日後に発生した本震を受け、熊本県と国土交通省による調整の結果、本震翌日に熊本県庁内に支援調整隊（当時：現地支援本部）を設置し、復旧に向けた支援調整を図った結果、熊本市を除く熊本県内の自治体の支援においては、ブロックを跨いでの広域支援を行わず、北九州市及び福岡市を中心として、九州ブロック内の自治体のみで支援を行いました。

9. 前線基地の現地応援総括者について

現地応援総括者は、国土交通省の総合調整の上、被災自治体に設置された前線基地において、リーダーとして現地の応援を円滑に行い、下水道対策本部と綿密に連絡調整することとします。

新潟県中越地震では、広範囲な被害に対し、3地区に部隊を割り振り、それぞれに大都市がリーダーとなって支援・応援にあたりました。

東日本大震災では、広域支援が必要であったため、被災県内に（狭義の）下水道対策本部が設置され、支援を受けた被災自治体内に前線基地が設置され、被災自治体が現地応援総括者機能を担い対策本部と連絡調整を行いました。

熊本地震では、下水道対策本部が設置された地域を中心とした被害であったため、前線基地は設置されませんでした。

10. 被災した自治体の役割について

応援隊の受入に対して、応援活動が円滑に行えるように、必要な情報や資料等を用意します。

(1) 情報提供

現地への交通・アクセス状況、資機材リスト（マンホール蓋開器具等）、水・食糧事情等について情報を提供します。

なお、終末処理場等に宿泊が可能な場合は、その情報も提供し、民間の宿泊施設を使用してもらう場合は、応援する自治体が確保することを基本とします。

(2) 資料提供

被災状況、下水道台帳（紙ベースを複数用意）、連絡体制表等について資料を提供します。

なお、緊急調査あるいは先遣調査の部隊に、可能な限りそれまでの間に収集できた情報を提供します。

また、下水道台帳の整備に当たっては、平常時から、路線番号やマンホール番号等を正確に付けておくことにより、混乱が生じないようにしておくことも重要です。

資料 6-2

11. 災害復旧支援活動にかかる費用負担について

(1) 応援する職員及び応援に要する費用の負担

災害対策基本法第 92 条（指定行政機関の長又は他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合の災害応急対策に要する費用の負担）の規定により、応援を受けた公共団体が当該応援に要した費用（職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費、応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等）を負担します。（出典；逐条解説 災害対策基本法〔第三次改訂版〕 p423）

なお、熊本地震では、総務副大臣より「平成 28 年熊本地震に係る地方公営企業の減収対策等に対する繰出金について（通知）」及び総務省自治財政局公営企業課より「平成 28 年熊本地震に係る地方公営企業の減収対策等に対する地方財政措置等について」が発出されており、災害によっては、応援した地方公共団体において特別交付税が措置される場合もありますので、その際は活用してください。

(2) 派遣に要する費用の負担

地方自治体職員の派遣に要する費用の負担は、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき、派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分を合わせ有することとなるものとし、その給料、手当（退職手当を除く。）及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担としています。

(3) 請負及び委託等に係る外注経費

TV カメラ調査、資料作成等の業務の積算にあたっては、積算基準、標準歩掛り及び公共工事労務費単価等を用いますが、積算基準等で想定していない遠隔地からの旅費、運搬費等については、実態に合わせて別途積み上げる必要があります。

これまで、被害が甚大で広域にわたる場合等の際には、広域被災地を分割して、多数の TV カメラ調査（ジェット洗浄、バキューム等付随作業を含む）が必要な場合、遠隔地から多数の調査業者が派遣されることになりました。このような場合、必要な経費については、適切に計上する必要があります。

なお、災害発生時に個々の被災自治体が細部にわたる詳細な積算を行うことは極めて困難なため、下水道対策本部等において、「積算支援」等を行う場合は、作業部会を設置して対応する必要があります。

12. 参考資料－1「ルールのフロー」について

- ① 「単一の都道府県内」が被災した場合（フローⅠ）と、東日本大震災を教訓に「複数の都道府県に跨り」被災した場合（フローⅡ）に区分して記載しています。
- ② 連絡体制のフロー「広域支援が必要な場合」では、まず現地の状況をつかんでいる「被災ブロック内連絡会議幹事」や「被災ブロック内大都市」を経由することとしています。ただし、状況によっては「被災ブロック内連絡会議幹事」や「被災ブロック内大都市」を経由せずに要請できることとしています。
- ③ フローⅡでは、広域支援を円滑に実施できるようにするため、被災自治体、支援自治体及び関係する団体を総括的に（広義の）下水道対策本部として対応することを表し

資料 6-2

ています。

- ④ 下水道対策本部は、支援体制の確立に向けて、手続きを文書（又は電磁的記録）によることを原則とします。様式については、資料－１の支援調整時の文書例を参考にしてください。
- ⑤ 資料－２に時系列による関係団体ごとの連絡・調整・活動状況を、資料－３に応援活動の役割分担表（例）を示していますので、参考にしてください。

13. 今後、推進が望まれる取組について

(1) B C Pの見直し

今後、大規模地震が想定されていることから、下水道管理者は、段階的かつ計画的に地震対策を推進する必要があります。また、被災後の広域支援を迅速かつ円滑に進めるとともに早期の復旧、復興を促進するため、各自治体は下水道 B C P（下水道事業における事業継続計画）を適切に見直していくことが望まれます。

(2) B C Pに基づく訓練

全国ルール第 3 条第 2 項「ブロック連絡会議」、第 5 条第 2 項「全国代表者連絡会議」、第 7 条第 1 項「下水道対策本部」を構成する第 3 条第 2 項第 8 号から第 11 号までの関連団体においては、これまで震災後の迅速な復旧活動に尽力していることから、支援や復旧活動の経験を活かせるよう、平常時において、災害時の支援や応急対策等に係る協定を締結し、自治体等の防災訓練等に参加しています。

また、初動時の迅速かつ的確な対応が重要であることから、第 4 条第 2 項第 7 号「ブロック内の情報連絡訓練」だけでなく、各市町村でも下水道 B C P に基づく初動訓練を行うことも重要です。

(3) 受援力の向上

被災した自治体においては、支援する自治体を円滑に受け入れるとともに、支援活動が安全かつ効率的に進められるよう、受入れ準備など、いわゆる「受援力」を高めておく必要があります。

(4) 現地情報の提供と下水道台帳等下水道情報の準備

日本下水道協会では、現地への交通・アクセス状況、資機材の備蓄情報等を支援自治体等に提供するため、日本下水道協会のホームページ内に「災害時下水道事業関連情報サイト」を構築していますので、是非とも活用してください。

また、災害復旧支援活動には、下水道台帳等の下水道情報が重要であり、上記サイトでは平常時に下水道台帳データを掲載し、災害時に支援自治体等における閲覧が可能となる機能も兼ね備えていますので、あわせて活用してください。

(5) 災害査定に向けた取組

都道府県単位で復旧方針・方法を事前に作成しておくことが望まれます。

また、道路管理者との復旧範囲等の調整や震災前の状況把握（浸入水など）を事前に行っておくことも望まれます。

(6) 関連団体との連携強化

熊本地震では、図－５のとおり、二次調査において日本下水道管路管理業協会と全国上下水道コンサルタント協会が連携しながら作業することにより、事前に様式を統一

資料 6-2

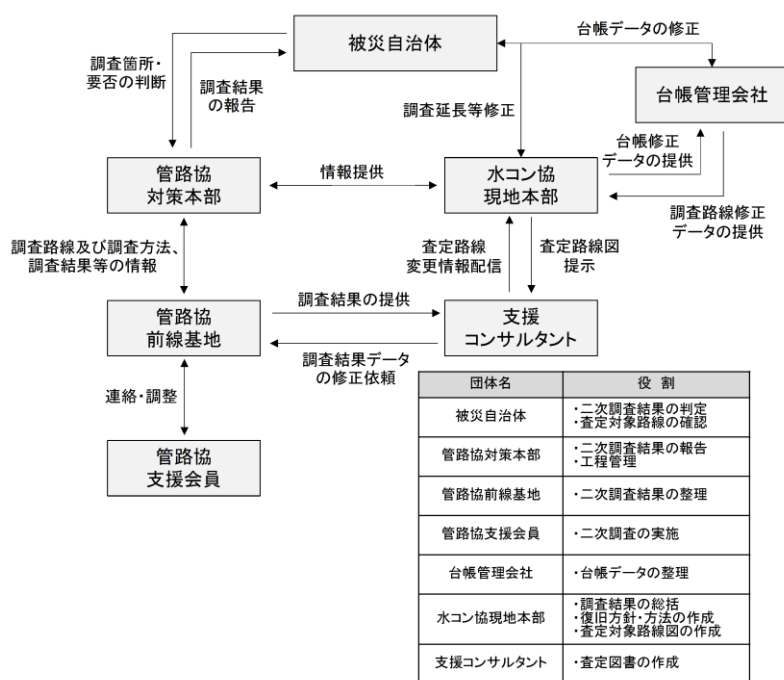
する等、二次調査結果の整理がより効率的に行えたとの報告もあります。

加えて、二次調査を効率的に実施するため作業状況把握を目的に、一次調査から携わることも考えられます。

なお、要請に基づき携わる場合には、要請した自治体が適切な費用を負担する必要があります。

協定が未締結の自治体においても、今後、協定の締結、契約方法の検討、仕様書の作成等、平常時から関連団体との連携を一層図ることが望まれます。

また、実際に関連団体へ応援要請を行う際には、準備期間を考慮し、集合場所や車両基地等を含め早期の情報提供が望まれます。



図－5 熊本地震における二次調査作業体制の例

(7) 排水設備の点検に向けた取組

熊本地震において、下水道は使用できるが、排水設備の点検が行われなかったためトイレが使用できなかった事例を踏まえ、避難所などの重要施設に限定し、管工事組合と事前に協定を締結することで、給水装置の復旧と併せて排水設備の点検を実施してもらう方策も考えられます。

14. 「全国ルール」における用語について

資料－5に「全国ルール」における用語集をまとめましたので、参考にしてください。

資料 6-2

15. 資料

<資料－1 支援調整時の文書例>

様式－①：支援活動可能体制の報告について（依頼）

様式－②：支援活動可能体制の報告について（回答）

様式－③：支援体制調整結果（案）の連絡について

様式－④：応援の要求について（依頼）

様式－⑤：支援ブロックへの広域応援の協力について（依頼）

<資料－2 全国ルールの詳細フロー（例）>

<資料－3 応援活動の役割分担表（例）>

<資料－4 平常時の対策>

<資料－5 全国ルールにおける用語集>

資料 6-2

<資料-1 支援調整時の文書例>

(様式一①：支援活動可能体制の報告について (依頼) 非公式文書)

平成 年 月 日

◇◇ブロック連絡会議幹事 ◇◇県下水道課長
大都市窓口都市 ■■市下水道局長 様

□□災下水道対策本部長

△△県土木部下水道課長

支援活動可能体制の報告について (依頼)

□□災により、△△県下において下水道施設に多大な被害が生じており、当該ブロック内での対応では困難であるため、当該ブロック外市町村若しくは大都市の支援が必要と考えられますので、支援が可能な場合は、別紙「支援活動可能体制の報告」により、報告をお願いします。

連絡先 △△県土木部下水道課
TEL
FAX
メールアドレス

資料 6-2

(様式一②)：支援活動可能体制の報告について (回答) 非公式文書

平成 年 月 日

◇◇ブロック連絡会議幹事 ◇◇県下水道課長
大都市窓口都市 ■■市下水道局長 様

▲▲市下水道局長

支援活動可能体制の報告について (回答)

平成 年 月 日により依頼のありました標記について、別紙のとおり報告します。

別紙「支援活動可能体制の報告」

連絡先 ▲▲市下水道局
TEL
FAX
メールアドレス

様式一② 別紙

支援活動可能体制の報告

○ 支援項目

支援都市名	人員 (人)	支援可能資機材					出発可能日	支援開始 可能日	備 考
		車両 (台)	バキューム車 (台)	テレビカメラ車 (台)	仮設ポンプ (台)	その他資機材 (台)			

支援可能班数だけ、可能な日程箇所(1班当り人数)を記入する。

班数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	12月1日	12月2日	12月3日	12月4日	12月5日	12月6日	12月7日	12月8日	12月9日	12月10日	12月11日	12月12日	12月13日	12月14日	12月15日	12月16日	12月17日	12月18日	12月19日	12月20日
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				

・1班あたり〇名で構成

資料 6-2

(様式-③：支援体制調整結果（案）の連絡について 非公式文書)

平成 年 月 日

支援可能自治体
被災自治体 様

□□災下水道対策本部長

△△県土木部下水道課長

支援体制調整結果（案）の連絡について

□□災下水道対策本部において、□□災による△△県下における支援体制調整結果（案）ができましたので、連絡します。

支援自治体と被災自治体との間において、災害対策基本法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）等に基づく応援要求を行うに当たっては、この支援体制調整結果（案）を参考にしてください。

	被災自治体	支援自治体
1	☆☆町	★★市、◆◆市
2	○○村	●●市、■市
	・	
	・	
	・	
	・	

連絡先 △△県土木部下水道課
TEL
FAX
メールアドレス

資料 6-2

(様式一④)：応援の要求について (依頼) ☆☆町の公式文書)

☆☆第 号
平成 年 月 日

★★市長 様

△△県☆☆町長
(公印省略)

□□災に伴う下水道施設復旧のための応援の要求について (依頼)

□□災の発生に伴い、当町において下水道施設に甚大な被害が発生しました。

つきましては、貴市に災害対策基本法第67条、68条及び第74条等*、並びに「下水道事業における災害時支援に関するルール」等の規定の基づき、応援の要求をいたします。

なお、詳細については、別途協議いたします。

※災害対策基本法の適用条文による

連絡先 △△県☆☆町
TEL
FAX
メールアドレス

資料 6-2

(様式一⑤)：支援ブロックへの広域応援の協力について (依頼) △△県の公式文書)

☆☆第 号
平成 年 月 日

◇◇ブロック

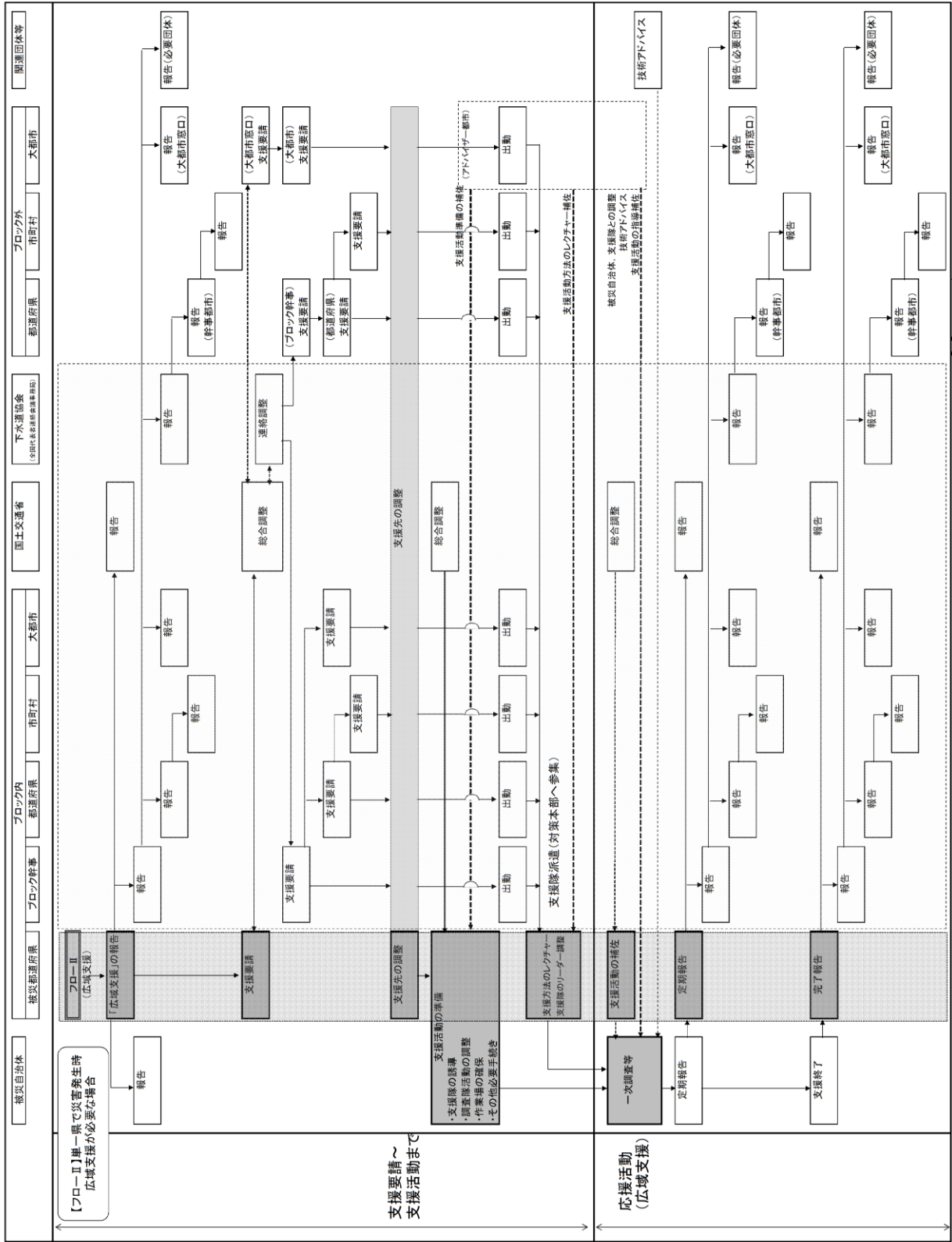
■府、○○県、●●県、▽▽県
各 下水道担当課長

△△県土木部下水道課長
(公 印 省 略)

□□災による応援協力について (依頼)

□□災により、県内の下水道施設にも甚大な被害が発生しました。
つきましては、貴県及び貴県内の市町村におかれましては、本県におけるこのような事情をご理解
いただき、被災市町村に対する支援についてご配慮いただければ幸いです

連絡先 △△県土木部下水道課
TEL
FAX
メールアドレス



【イメージ】

資料 6-2

<資料-3 応援活動の役割分担表（例）>

単一県で災害発生時：被災ブロック内で対応の場合（支援調整隊の設置なし）

	応援活動参加者	主たる役割
下水道 対策 本部員	被災都道府県	下水道対策本部の本部長 第8条第1項に定める業務 被災自治体との連絡調整 国土交通省との連絡調整
	被災ブロック 連絡会議幹事	下水道対策本部長の補佐 ブロック連絡会議構成員への情報伝達
	被災ブロック内の大都市	下水道対策本部長の補佐
	予め定められた被災ブロッ ク内の都道府県、一般市	下水道対策本部長の補佐
	日本下水道事業団	下水道対策本部長の補佐 下水道施設（処理場・ポンプ場）の被害状況把握・復旧計画の調整 技術アドバイス
	関連団体	下水道対策本部長の補佐 民間団体への情報伝達
	日本下水道新技術機構	下水道対策本部長の補佐 被害状況の把握 技術アドバイス
	日本下水道協会	下水道対策本部長の補佐 全国各ブロック連絡会議幹事への情報伝達
	現地応援総括者	下水道対策本部との連絡調整 応援活動の補佐
-	大都市窓口	大都市への情報伝達 大都市ルールでの応援調整
	被災ブロック内応援自治体	応援隊の派遣、応援活動
	被災自治体	情報提供（現地への交通状況、資機材リスト、食料） 資料提供（被災状況、下水道台帳、連絡体制表） 応援隊受入れ態勢の準備
特別 本部員	国土交通省	応援活動の総合調整
	地方整備局等	情報の集約

※下水道対策本部員は、被災都道府県と国土交通省の調整の上、必要に応じて下水道対策本部へ参集する。

資料 6-2

単一県で災害発生時：被災ブロック内で対応の場合（支援調整隊の設置あり）

	応援活動参加者	主たる役割	
下水道 対策 本部員	被災都道府県	下水道対策本部の本部長 第8条第1項に定める業務 被災自治体との連絡調整 支援調整隊との連絡調整	
	支援 調整隊	国土交通省（特別本部員）	支援調整隊の隊長 第8条第1項に定める業務の一部
		被災ブロック 連絡会議幹事	支援調整隊長の補佐 ブロック連絡会議構成員への情報伝達
		被災ブロック内の大都市	支援調整隊長の補佐
		関連団体	支援調整隊長の補佐 民間団体への情報伝達
		日本下水道協会	支援調整隊長の補佐 全国各ブロック連絡会議幹事への情報伝達
	予め定められた 被災ブロック内の都道府県、一般市	下水道対策本部長の補佐	
	日本下水道事業団	下水道対策本部長の補佐 下水道施設（処理場・ポンプ場）の被害状況把握・復旧計画の調整 技術アドバイス	
	日本下水道新技術機構	下水道対策本部長の補佐 被害状況の把握 技術アドバイス	
	現地応援総括者	支援調整隊との連絡調整 応援活動の補佐	
-	大都市窓口	大都市への情報伝達 大都市ルールでの応援調整	
	被災ブロック内応援自治体	応援隊の派遣、応援活動	
	被災自治体	情報提供（現地への交通状況、資機材リスト、食料） 資料提供（被災状況、下水道台帳、連絡体制表） 応援隊受入れ態勢の準備	
特別 本部員	国土交通省	応援活動の総合調整	
	地方整備局等	情報の集約	

※下水道対策本部員は、被災都道府県と国土交通省の調整の上、必要に応じて下水道対策本部へ参集する。

資料 6-2

単一県で災害発生時：広域支援が必要な場合（支援調整隊の設置あり）

	応援活動参加者	主たる役割	
下水道 対策 本部員	被災都道府県	下水道対策本部の本部長 第8条第1項に定める業務 被災自治体との連絡調整 支援調整隊との連絡調整	
	支援 調整隊	国土交通省（特別本部員）	支援調整隊の隊長 第8条第1項に定める業務の一部
		被災ブロック 連絡会議幹事	支援調整隊長の補佐 ブロック連絡会議構成員への情報伝達 （支援ブロック連絡会議幹事との連絡調整）
		被災ブロック内の大都市	支援調整隊長の補佐 （大都市窓口との連絡調整）
		アドバイザー都市	アドバイザーとして支援調整隊長の補佐 先遣活動（現地情報の入手、被災状況の把握、応援規模の概要把握） アドバイス（支援活動方法のレクチャー、被災自治体・応援隊との調整、技術アドバイス）
		関連団体	支援調整隊長の補佐 民間団体への情報伝達
		日本下水道協会	支援調整隊長の補佐 全国各ブロック連絡会議幹事への情報伝達 支援ブロック連絡会議幹事との連絡調整 被災直後の状況把握（現地調査）
		予め定められた 被災ブロック内の都道府県、一般市	下水道対策本部長の補佐
		日本下水道事業団	下水道対策本部長の補佐 下水道施設（処理場・ポンプ場）の被害状況把握・復旧計画の調整 技術アドバイス
		日本下水道新技術機構	下水道対策本部長の補佐 被害状況の把握 技術アドバイス
		現地応援総括者	支援調整隊との連絡調整 応援活動の補佐
		支援ブロック連絡会議幹事	ブロック連絡会議構成員への情報伝達 全国ルールでの応援調整
		大都市窓口	大都市への情報伝達 大都市ルールでの応援調整
-	被災ブロック内外の応援自治体	応援隊の派遣、応援活動	
	被災自治体	情報提供（現地への交通状況、資機材リスト、食料） 資料提供（被災状況、下水道台帳、連絡体制表） 応援隊受入れ態勢の準備	
特別 本部員	国土交通省	応援活動の総合調整	
	地方整備局等	情報の集約	

※下水道対策本部員は、被災都道府県と国土交通省の調整の上、必要に応じて下水道対策本部へ参集する。

資料 6-2

複数県に跨る災害発生時：広域支援が必要な場合

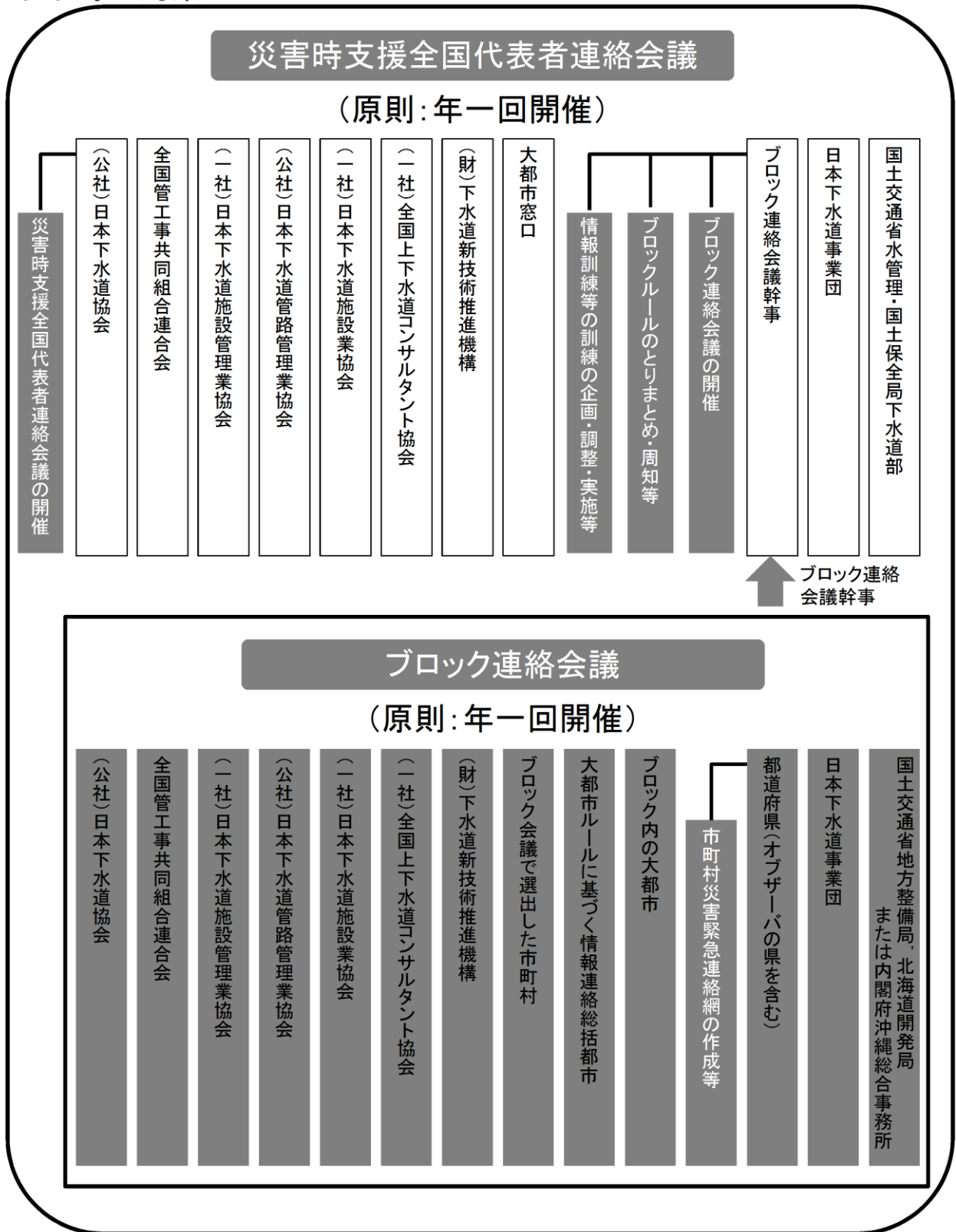
	応援活動参加者	主たる役割
下水道 対策 本部員	被災都道府県	下水道対策本部の本部長 第8条第1項に定める業務 被災自治体との連絡調整 国土交通省との連絡調整
	被災ブロック 連絡会議幹事	下水道対策本部長の補佐 ブロック連絡会議構成員への情報伝達
	被災ブロック内の大都市	下水道対策本部長の補佐
	予め定められた被災ブロッ ク内の都道府県、一般市	下水道対策本部長の補佐
	日本下水道事業団	下水道対策本部長の補佐 下水道施設（処理場・ポンプ場）の被害状況把握・復旧計画の調整 技術アドバイス
	アドバイザー都市	アドバイザーとして下水道対策本部長の補佐 先遣活動（現地情報の入手、被災状況の把握、応援規模の概要把握） アドバイス（支援活動方法のレクチャー、被災自治体・応援隊との調 整、技術アドバイス）
	関連団体	下水道対策本部長の補佐 民間団体への情報伝達
	日本下水道新技術機構	下水道対策本部長の補佐 被害状況の把握 技術アドバイス
	日本下水道協会	下水道対策本部長の補佐 全国各ブロック連絡会議幹事への情報伝達 支援ブロック連絡会議幹事との連絡調整 被災直後の状況把握（現地調査）
	現地応援総括者	下水道対策本部との連絡調整 応援活動の補佐
	支援ブロック 連絡会議幹事	ブロック連絡会議構成員への情報伝達 全国ルールでの応援調整
	大都市窓口	大都市への情報伝達 大都市ルールでの応援調整
-	被災ブロック内外の 応援自治体	応援隊の派遣、応援活動
	被災自治体	情報提供（現地への交通状況、資機材リスト、食料） 資料提供（被災状況、下水道台帳、連絡体制表） 応援隊受入れ態勢の準備
特別 本部員	国土交通省	応援活動の総合調整 広域支援調整隊の隊長
	地方整備局等	情報の集約 広域支援調整隊の調整

※下水道対策本部員は、被災都道府県と国土交通省の調整の上、必要に応じて下水道対策本部へ参集する。

資料 6-2

<資料-4 平常時の対策>

平常時の対策



資料 6-2

<資料-5 全国ルールにおける用語集>

■一次調査

応急復旧又は本復旧の必要性判定、対応方針を決定するための情報収集、管路施設では二次調査の必要性判定を目的とし、目視調査等により行う。

■応援

支援のうち、災害対策基本法第67、68又は74条等に基づき、調査・復旧活動等のため被災自治体に職員を提供すること。

■応急復旧

一次調査の結果により構造的な被害程度、機能的な被害程度、周辺施設に与える影響の程度に応じ、応急的に施設の暫定機能を確保するために行う。二重対策とならない応急本復旧は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の応急工事として国庫負担の対象となる。

■緊急措置

大きな二次災害につながる危険性のある被害に対して緊急に行う。管路施設では、道路に与える影響、周辺施設に与える影響等の程度に重点をおいて行う。

また、処理場・ポンプ場施設では、機能障害につながる二次災害の危険性の程度、処理場・ポンプ場施設及び周辺環境に与える影響の程度に重点をおいて行う。

■緊急調査

重要な箇所を中心に地上から施設の被災状況の概要を把握し、大きな機能支障や二次災害の原因となる被害を発見するために行う。被災自治体から所管都道府県及び国土交通省への被害状況の初期報告（第一報）となる。

■緊急点検

人的被害につながる二次災害の未然防止と緊急点検における安全確保を目的として行う作業であり、地震発生後直ちに行う。

■支援（狭義）

支援活動のうち、対策本部の設置、緊急調査、先遣調査のことをいう。

資料 6-2

■支援（広義）

支援全般（対策本部の設置、緊急調査、先遣調査、応援活動及び派遣活動）のことをいう。

■災害査定

国庫負担申請書等に基づき査定官（国土交通省）、立会官（財務省財務局^{りつがいかん}）及び申請者が、被災現場において被災の事実・採択要件等を確認し、事業費を決定すること。なお、下水道施設の地震災害からの復旧事業は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の対象となる。

■先遣調査

支援要請を受けた組織が一次調査、二次調査に必要な体制を構築するために行う。緊急調査の情報が不足する場合には、被害の拡大と二次災害の防止並びに緊急措置等の必要性を判断するための調査ともなる。また、必要な後方支援体制を進言し、調査資機材の必要量を把握するための調査ともなる。

■二次調査

本復旧工事が必要な箇所及びその施工法等の判断、災害査定資料の作成を目的とし、流下能力や異常原因の構造的障害の程度を詳細に調査する。処理場・ポンプ場施設では、本復旧工事のための調査として一次調査に引き続き行うことが多い。

■派遣

支援のうち、地方自治法第252条の17に基づき、調査・復旧活動等のため被災自治体に職員を提供すること。

■本復旧

本復旧は、施設の本来の機能を回復するために行う。原則として、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき災害査定を受けた復旧工事をいう。一次調査の結果、被害の程度によっては応急復旧工事を実施し本復旧工事を行うことがある。

下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール

1 はじめに

平成7年1月17日発生した阪神・淡路大地震を契機に、大規模な災害時における下水道事業の支援体制について、基本的な考え方、関係機関の役割、情報伝達等のルールが、「下水道事業における災害時支援に関するルール(以下「全国ルール」)」として、平成8年1月に日本下水道協会によりまとめられた。

これを受け、中部9県1市においても、平成9年2月5日に「下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール」が定められ、平成12年7月25日には一部改正を行った。

その後、平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震において、全国ルール制定以降、はじめて全国的な支援が行われたが、このときに生じた課題や問題点を踏まえ、全国ルールが大幅に見直されることとなり、平成19年6月に改定された。

そのような中、平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、大地震や大津波により、管路の破損、下水道処理場等の破損が生じるなど、ライフラインとして大きなダメージを受けた。

今回の東日本大震災における支援要請や支援活動を教訓に、複数の都道府県にまたがる広域支援対応を念頭に「災害時支援に関する検討委員会」において「全国ルール」の改正を平成24年6月に行った。

そのため、これらの地震での経験及び全国ルールの改正を反映し、中部10県4市における下水道事業の災害時の相互支援に関するルールを定める。

2 基本事項

- (1) 本ルールは、大規模地震等により、被災した自治体独自では対応できない下水道被害が発生した場合に、中部ブロックの下水道事業における災害時の支援体制(以下、「下水道支援体制」という。)により、被災自治体の下水道施設の被害調査から復旧まで支援することを目的とする。

なお、本ルールにおける支援は、全国ルール解説9.の応援、派遣を含む広義の支援に関するものとする。

- (2) 災害時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、平常時の体制として次の各号にあげる機関及び団体を構成員とする下水道事業災害時中部ブロック連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

ア 中部ブロック内の県及び政令指定都市(以下「大都市」という。)並びにプロ

資料 6-3

- ック連絡会議で選出した代表市
- イ 中部ブロックを所管する国土交通省地方整備局
- ウ 日本下水道事業団
- エ (公社)日本下水道協会
- オ (財)下水道新技術推進機構
- カ その他関係業界団体
- ※(公社)は公益社団法人の略

- (3) 下水道支援体制として、下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部(以下「下水道対策本部」という。)を設置する。
- (4) 各構成員は、本ルールを構成員以外の関係団体に周知するとともに、別途支援体制を整備し、下水道対策本部に協力するものとする。
- (5) 大都市が被災を受けた場合は、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」(以下「大都市ルール」という。)による支援を優先させる。
- (6) 下水道支援体制は、平成19年7月26日に中部9県1市の自治体間で締結されている「災害時等の応援に関する協定」(以下「親協定」という。)の実施に関し必要な事項を定めた「災害時等の応援に関する協定実施細則」に記載されている災害応急活動実施機関(以下「災害応急活動実施機関」として位置付けるものとし、当該9県1市の構成員は、下水道事業における災害支援活動実施機関は下水道対策本部であることを各県市の防災担当部局等関係機関に周知する。ただし、本親協定を越える自治体への支援を拒むものではない。
- (7) 親協定にかかわらず、下水道事業における支援は下水道支援体制によるものとする。

3 連絡会

- (1) 連絡会の構成員は別紙1のとおりとし、この中から幹事及び副幹事を定める。なお、連絡会運営の詳細については別に定める。
- (2) 幹事及び副幹事は、次の各号の構成員が行うものとする。
 - ① 幹事
 - ア オブザーバー以外の県
 - ② 副幹事

資料 6-3

- ア 幹事及びオブザーバー以外の県
- イ 大都市
- ウ 日本下水道事業団

- (3) 幹事は、体制の維持に必要な事項等について連絡調整等を行うため、構成員による連絡会議を年1回開催する。
- (4) 連絡会議で問題提起された課題について検討する機関として作業部会を設置し、連絡会の下部組織として位置付けるものとする。幹事は、必要に応じて、作業部会を招集することができるものとする。
- (5) 幹事は、毎年度当初に下水道担当部局の代表者名、担当者名、連絡窓口等の名簿及び応援に提供可能な資機材車両等の「応援資機材リスト」を作成し、構成員に配布する。
- (6) 幹事は、毎年、災害時を想定した訓練や研修等を実施する。
- (7) 幹事及び幹事が指定する者は、全国ルール第5条に定める「全国代表者連絡会議」に出席するものとする。

4 下水道対策本部の設置

- (1) 中部ブロック各県は、次の各号に掲げる事態が管内に生じた場合に、下水道対策本部を原則として当該県の本庁舎所在地に設置する。
 - ① 震度6弱以上の地震が発生した場合
 - ② 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合
 - ③ その他災害が発生し、都道府県が下水道施設の被害状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合
- (2) 幹事は、次の各号に掲げる事態が生じた場合に、必要に応じて当該被災ブロック対策本部長と連絡、調整を行い、下水道対策本部を幹事県に設置する。
 - ① 福井県または滋賀県が被災し、近畿ブロック対策本部が設置された場合
 - ② 他ブロックからの広域支援要請があった場合
- (3) 下水道対策本部を設置する被災県は、幹事(被災県が幹事の場合副幹事県)、国土交通省水管理・国土保全局下水道部及び地方整備局並びに(公社)

資料 6-3

日本下水道協会に速やかに連絡するものとする。なお、幹事(または幹事の代理となる副幹事)は、その他構成員に連絡するものとする。

(4) 下水道対策本部の組織は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

①下水道対策本部長

被災した区域を所管する県の下水道担当課長

(ただし、下水道対策本部長として速やかな対応が困難であると認められる場合、ブロック連絡会議幹事等を下水道対策本部長代行として指名できる。)

②下水道対策副本部長

ア 幹事、副幹事の下水道担当課長(日本下水道事業団にあつては、被災区域の担当総合事務所施工管理課長または事務所長)

イ 下水道対策本部長が必要と認めた者

③下水道対策本部員

ア ①、②を除く別紙1の構成員

イ 下水道対策本部長が必要と認めた者

④下水道対策特別本部員

ア 国土交通省

ただし、中部ブロック内では対応が困難で、広域的な支援(以下「広域支援」という。)が必要な場合、全国ルール第9条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は次の各号に掲げる者に下水道対策本部への参加を要請する。

⑤大都市連絡窓口

⑥他ブロック幹事

⑦災害時支援活動の経験を有する都市(以下「アドバイザー都市」という。)

⑧その他下水道対策本部長が必要と認めた者

(5) 下水道対策本部長は、必要に応じて下水道対策本部構成員の本部への参集を要請することができるものとする。

(6) 下水道対策本部の構成員は、原則として、構成員の属する組織・団体の身分及び費用による支援活動とする。

(7) 下水道対策本部の事務を処理するため、本部内に事務局を置く。下水道対策本部の事務局員は、本部構成員の属する組織及び団体の職員で構成する。

なお、本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができるものとする。

(8) 下水道対策本部は、次の場合に解散するものとする。

資料 6-3

- ① 支援を要請した構成員または他ブロック幹事が下水道対策本部の解散要請を行った場合
 - ② 下水道対策本部長が、被災した自治体の復旧状況等を勘案し、当該自治体と協議し下水道対策本部による業務の必要が無くなったと認める場合
- (9) 下水道対策本部を解散する場合、下水道対策本部長は、被災自治体における復旧に向けての対応状況等必要な事項とともに解散する旨を速やかに各本部長に連絡するものとし、(公社)日本下水道協会に解散後の業務を引き継ぐものとする。
- (10) 中部ブロック各県は、管内に震度5弱または5強の地震が発生した場合は、下水道対策本部が設置されない場合でも被害の有無にかかわらず、被害状況等を別紙2により連絡する。

5 下水道対策本部の業務

- (1) 本部長は、別紙2の連絡系統に従って構成員と連絡調整を図り、下水道対策本部の指揮をとるものとする。また、副本部長と協議し、本部業務の役割分担を速やかに決定し、その役割を本部構成員に連絡することとする。
- (2) 下水道対策本部の業務は、次の各号に掲げるものとし、全国ルール第9条に基づき総合調整の上、災害の規模等に応じて必要な業務を遂行する。
- ① 下水道対策本部の設置、解散に関すること
 - ② 被災状況及び応急対応状況等の取りまとめに関すること。
 - ③ 関係方面への情報提供に関すること。
 - ④ ブロック内被災自治体への支援に関すること。
 - ア 被災自治体からの支援要請のとりまとめ
 - イ 支援可能体制の把握
 - ウ 支援計画の立案
 - エ 中部ブロック構成員への支援要請
 - オ 中部ブロック以外のブロック、大都市への支援要請
 - カ 前線基地の設置及び支援隊の指揮
 - キ 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援
 - ク 調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導・協力
 - ⑤ 広域支援に関すること。(他ブロックへの支援)
 - ア 被災した他ブロック対策本部との連絡調整

資料 6-3

- イ 中部ブロック構成員の支援可能体制の把握
- ウ 中部ブロック構成員への支援要請
- エ 国土交通省と総合調整の上、災害時支援の経験を有する都市をアドバイザー都市として支援要請

⑥その他支援の実施に必要な事項

- (3) 下水道対策本部長は、下水道対策本部会議の招集等必要な措置をとる。

6 支援体制の確立

- (1) 下水道対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行うものとする。
- (2) 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を、速やかに県を通じて下水道対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告するものとする。
- (3) 下水道対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、全国ルール第9条に基づく総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡するものとする。なお、支援計画の立案にあたっては、関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請をするものとする。
また、要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。
- (4) 広域支援を実施する場合、下水道対策本部は、全国ルール第9条に基づく総合調整の上、被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事及び大都市連絡窓口を経由して前各項の規定に基づき支援体制を確立するものとする。

7 応援活動

- (1) 応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法第67条、第68条または第74条等に基づく合意をした上で、必要な応援人員、応援期間及び帯同可能な資機材等の調整・調達等を行い、被災した自治体に応援を行うものとする。
- (2) 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、下水道対策本部とも緊密に連絡を

とりながら、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、(公社)日本下水道協会発行の「下水道の地震対策マニュアルー2006版ー」及び「下水道の地震対策マニュアル別冊・緊急対応マニュアルー2006年版ー」を参考にする。

8 前線基地

- (1) 下水道対策本部は、被災した自治体と調整のうえ、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。
- (2) 応援隊の前線基地は、被災した自治体地内に設置することを原則とする。ただし、これにより難しい場合は、その周辺の市町村地内に設置する。
- (3) 応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、応援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置く。なお、同一の前線基地に複数の自治体の応援隊が入る場合は、下水道対策本部が現地応援総括者を指名する。
- (4) 現地応援総括者は、下水道対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な応援活動が行われるよう応援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び応援する自治体との連絡調整についても配慮するものとする。

9 その他

- (1) 被災した自治体は、下水道対策本部に対して、被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、応援隊に対して被災情報や下水道台帳等を提供する。また、現地への誘導、宿泊施設の斡旋・調整等を可能な限り行うものとする。
- (2) 応援活動に要する経費は、原則として、災害対策基本法第92条の規定により、応援を受けた被災した自治体が当該応援に要した費用を負担する。
- (3) 下水道対策本部は、被災した自治体が地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣を必要とする場合は派遣の調整業務をできるものとする。また、下水道対策本部解散後においては、(公社)日本下水道協会がその業務を引き継ぐものとする。
- (4) 下水道対策本部が設置されない場合でも、被災した地区を所轄する県は被災状況に関する情報等を(公社)日本下水道協会に連絡するものとする。(公社)日本下水道協会は各ブロック連絡幹事及び大都市窓口等に連絡するものとする。

資料 6-3

(5) 災害時支援等の目的達成のため必要があれば、このルールによらず臨機応変な対応をするものとする。

また、このルールに定めがない場合及びルールによりがたい場合は、支援等を受けた自治体及び下水道対策本部構成員が協議して決めるものとする。

(附則)

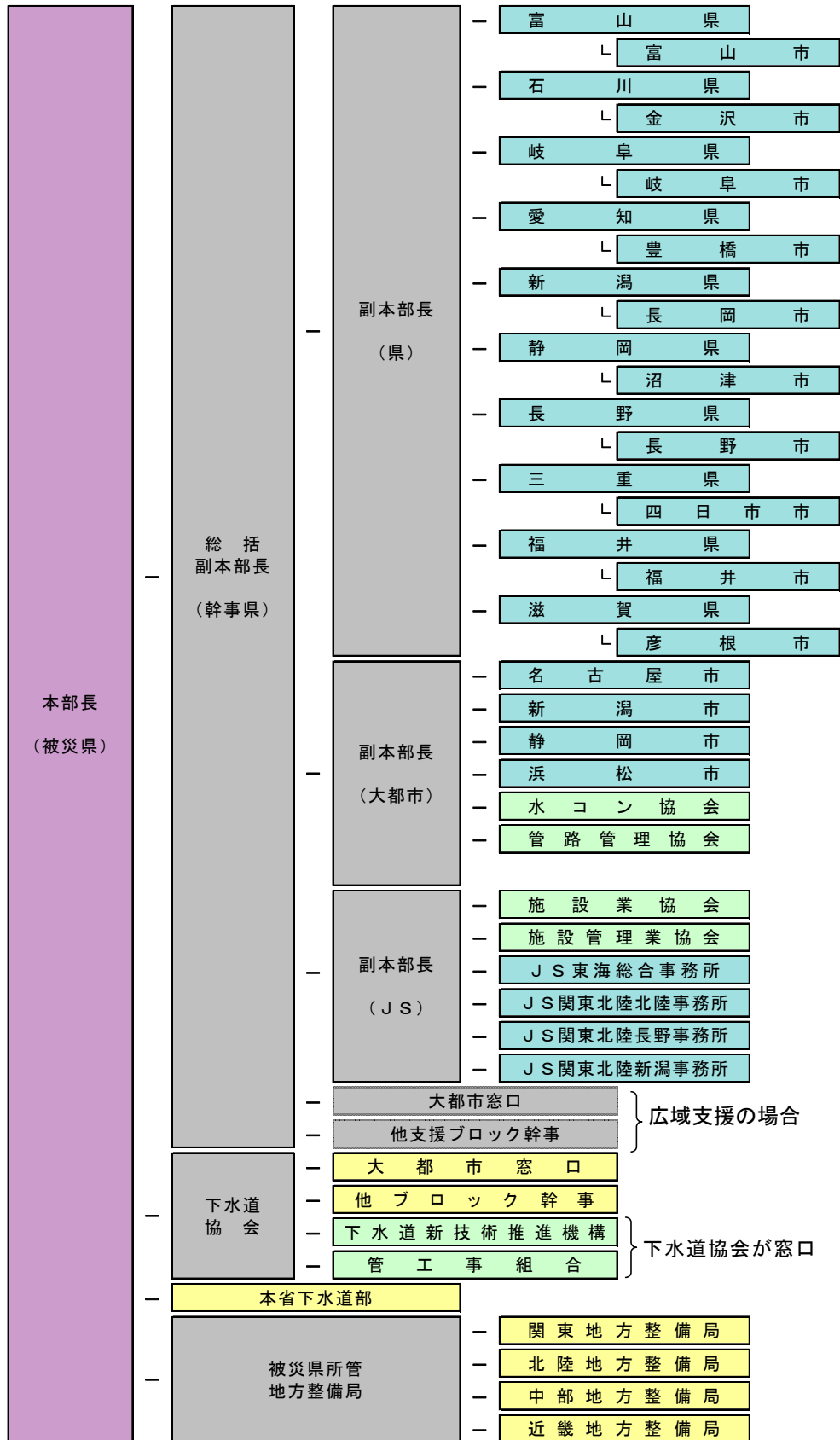
このルールは、平成20年7月15日から適用する。

平成24年8月24日 一部改正。

下水道事業災害時中部ブロック連絡会構成員

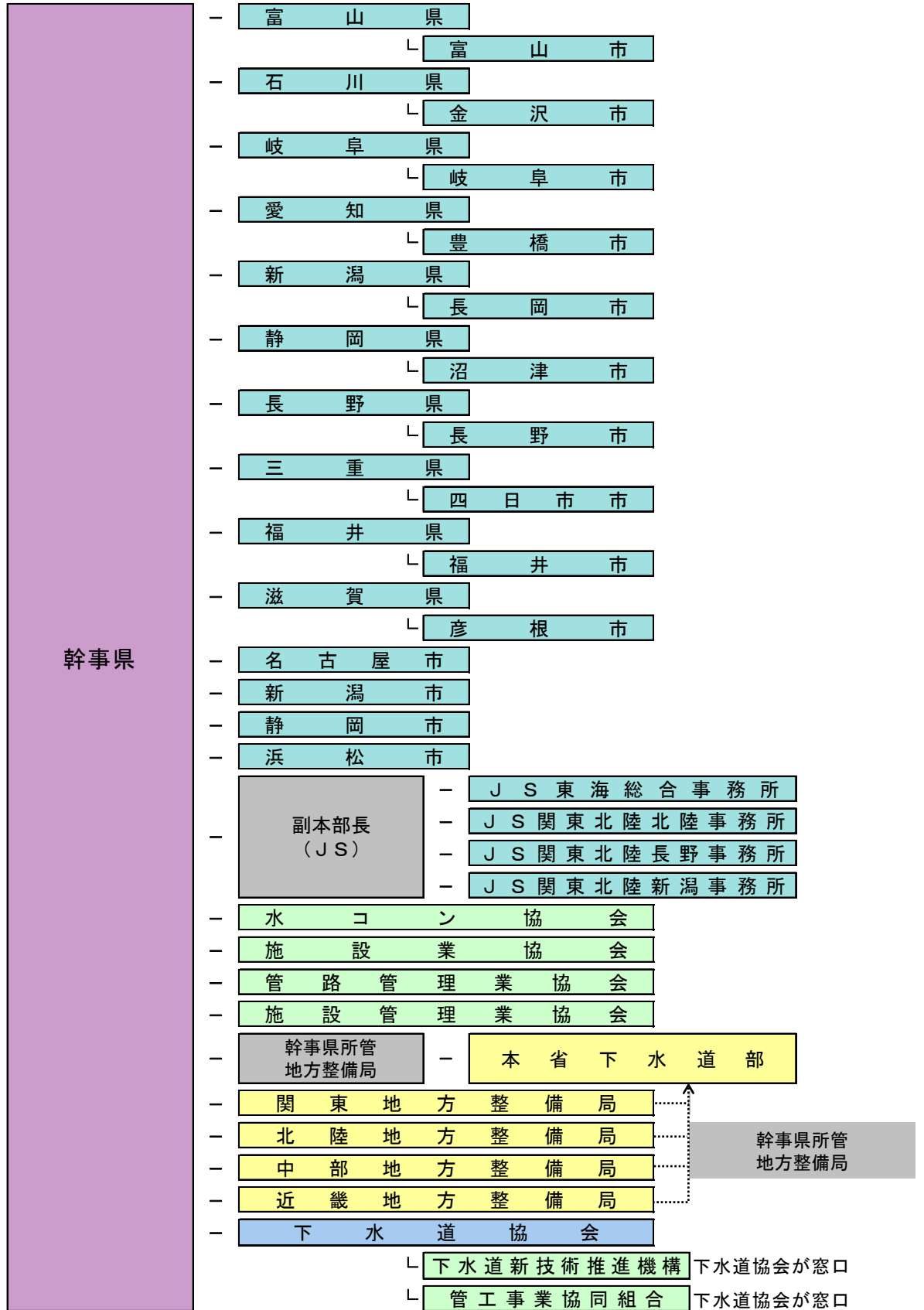
団体区分	団体名	担当部局名	摘要
県	新潟県	土木部都市局下水道課	幹事、副幹事を1年毎に持ち回り
	富山県	土木部都市計画課下水道班	
	石川県	環境部水環境創造課	
	長野県	環境部生活排水課	
	岐阜県	都市建築部下水道課	
	静岡県	交通基盤部都市局生活排水課	
	愛知県	建設部下水道課	
	三重県	県土整備部下水道室	オブザーバー
	福井県	土木部都市整備課	
	滋賀県	琵琶湖環境部下水道課	
大都市	名古屋市	上下水道局技術本部計画部下水道計画課	副幹事を1年毎に持ち回り
	新潟市	下水道部下水道計画課	
	静岡市	上下水道局下水道部下水道総務課	
	浜松市	上下水道部下水道工事課	
代表市	長岡市	下水道課	
	富山市	上下水道局経営企画課	
	金沢市	企業局建設部維持管理課	
	長野市	上下水道局	
	岐阜市	上下水道事業部上下水道事業政策課	
	沼津市	水道部水道総務課	
	豊橋市	上下水道局	
	四日市市	上下水道局	
	福井市	下水道部	オブザーバー
	彦根市	上下水道部下水道建設課	
国土交通省	水管理・国土保全局	下水道部下水道事業課	下水道対策特別本部員
	関東地方整備局	都市整備課	
	北陸地方整備局	都市・住宅整備課	
	中部地方整備局	都市整備課	
	近畿地方整備局	都市整備課	オブザーバー
日本下水道事業団	東海総合事務所	施工管理課	副幹事(永年)
	関東・北陸 総合事務所	北陸事務所	
		長野事務所	
		新潟事務所	
(公社) 日本下水道協会	技術研究部技術指針課		
(公財)日本下水道新 技術機構	研究第一部	日本下水道協会が窓口	
業界団体	(一社)全国上下水道コンサルタント協会 中部支部		
	(一社)日本下水道施設業協会 中部地区		
	(一社)日本下水道管路管理業協会 中部支部		
	(一社)日本下水道施設管理業協会 中部支部		
	全国管工事業協同組合連合会		日本下水道協会が窓口となり、 全管連と連絡調整をとる。

下水道事業災害時中部ブロック支援体制 災害時連絡体系



別紙 3 (平常時)

下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部 連絡体系



関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール（案）

第1章 総 則

（目的）

第1条 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール（以下「ブロックルール」という。）は、直下型地震等の大規模な災害が発生し、下水道施設が被災した際、被災した自治体単独では対応が困難な場合に備えて、「震災時等の相互応援に関する協定（関東地方知事会協定）」、「21大都市災害時相互応援に関する協定（大都市協定）」等に基づく相互応援活動を円滑かつ迅速に実施するため、下水道事業に関して「下水道事業における災害時支援に関するルール（全国ルール）」に基づくブロックルールを定め、都県を越える広域的な下水道事業関係者間の支援体制を整えておくことを目的とする。

2 下水道事業関係者は、災害発生の際相互に支援協力し、被災した自治体の下水道施設の調査、応急対策及び応急復旧から災害査定まで円滑かつ迅速に遂行することができるよう、日常的に意思の疎通を図るよう心がけるものとする。

（大都市との支援に係る調整）

第2条 東京都及び政令指定都市（以下「大都市」という。）は、下水道施設が被災した場合、「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール（以下「大都市ルール」という。）」により、相互に支援活動等を行うこととしているため、大都市及び他の都市が同時に被災した場合には、全国ルール、ブロックルール及び大都市ルールを調整しながら災害に対処するものとする。

2 大都市のみが被災した場合の支援については、大都市ルールを優先させるものとする。

第2章 平常時の対策

（災害時支援関東ブロック連絡会議）

第3条 下水道施設が被災した際、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、全国ルールに基づき次の区域をブロックの範囲とする災害時支援関東ブロック連絡会議（以下「ブロック連絡会議」という。）を設置する。

なお、「全国都道府県における災害時の広域支援に関する協定」によるブロック知事会の構成とブロック連絡会議の構成と整合を図るため、ブロック連絡会議にオブザーバを置く。括弧内はオブザーバであり、当該オブザーバの県内で災害が発生したときは、原則として中部ブロックで対応するものとする。

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、（長野県）、（静岡県）

- 2 ブロック連絡会議は、次の各号に掲げる機関及び団体をもって構成する。
 - (1) 国土交通省関東地方整備局
 - (2) 日本下水道事業団
 - (3) ブロック内の都県（オブザーバの県を含む。）
 - (4) ブロック内の大都市（東京都（区部）、千葉県、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市）
 - (5) ブロック連絡会議で選出した市町村（川口市、八王子市、横須賀市）
 - (6) （公財）日本下水道新技術機構
 - (7) （一社）全国上下水道コンサルタント協会
 - (8) （一社）日本下水道施設業協会
 - (9) （公社）日本下水道管路管理業協会
 - (10) （一社）日本下水道施設管理業協会
 - (11) 東京都管工事工業協同組合
 - (12) 三多摩管工事協同組合
 - (13) （公社）日本下水道協会

*（公財）は公益財団法人の略、（一社）は一般社団法人の略、（公社）は公益社団法人の略である。以下、同様とする。
- 3 都県は、被災時に円滑かつ迅速な対応がとれるよう、管内の下水道事業を実施している市町村の災害時緊急連絡網を作成するとともに、市町村及び下水道関係団体等に対して全国ルール、ブロックルール及びブロック連絡会議等の内容について、十分周知するものとする。
- 4 ブロック連絡会議構成員は、緊急時を想定してそれぞれの支援体制及び情報連絡体制の整備に努めるものとする。
- 5 ブロック連絡会議構成員は、災害支援時に提供可能な資機材をリストアップし、その整備に努めるものとする。

（ブロック連絡会議幹事）

第4条 ブロック連絡会議に、ブロック連絡会議幹事を置く。なお、ブロック連絡会議幹事は都県をもって充て、東京都、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県及び山梨県の輪番制とし、任期は原則として1年とする。ただし、再任は妨げない。また、幹事職務を代行するために副幹事を置く。なお、副幹事は東京都及び次年度幹事とする。

- 2 ブロック連絡会議幹事は、原則として年1回ブロック連絡会議を開催し、次の各号に掲げる事項について協議・調整等を行う。
 - (1) ブロック連絡会議幹事、副幹事の選任に関する事。
 - (2) ブロック連絡会議を構成する市町村の選出に関する事。
 - (3) ブロック連絡会議構成員に係る災害時緊急連絡網の作成及び周知に関する事。
 - (4) 前号に規定する災害時緊急連絡網により、連絡を行う災害の規模及び報告すべき関係機関等に関する事。
 - (5) 第8条に規定する下水道対策本部が設置された場合の本部員の選出に関する事。

- (6) ブロック連絡会議構成員の所有する災害支援に提供可能な資機材リスト及び前線基地リストの集計に関すること。
- (7) ブロック内の情報連絡等の訓練に関すること。
- (8) その他災害支援に必要な事項。

- 3 ブロック連絡会議幹事は、前項に規定するブロック内の運用に係る取り決め等（ブロックルール）をとりまとめ、ブロック連絡会議構成員に周知するものとする。
- 4 ブロック連絡会議幹事は、第2項第7号に規定する情報連絡等の訓練について、企画、調整し、実施するものとする。
- 5 ブロック連絡会議幹事及び幹事が指定する者は、全国ルール第5条に定める「災害時支援全国代表者連絡会議」に出席するものとする。

（ブロック連絡会議議長）

第5条 ブロック連絡会議にブロック連絡会議議長を置く。なお、ブロック連絡会議議長はブロック連絡会議幹事都県の下水道担当課長をもって充てる。

- 2 ブロック連絡会議議長は、ブロック連絡会議を進行し、ブロック連絡会議の会務を総理する。

（ブロック連絡会議事務局）

第6条 ブロック連絡会議の事務局は、ブロック連絡会議幹事都県に置く。

（企画調整部会）

第7条 ブロック連絡会議に企画調整部会を置く。企画調整部会の構成は、東京都、埼玉県、前年度ブロック連絡会議幹事都県、当年度ブロック連絡会議幹事都県、次年度ブロック連絡会議幹事都県とする。

- 2 企画調整部会は、ブロック連絡会議の議題、日程等を決定するほかブロック連絡会議の運営に関する協議・調整を行うものとする。

第3章 下水道対策本部

（下水道対策本部の設置）

第8条 都県は、次の各号に掲げる事態が管内において生じた場合に、下水道対策本部を設置する。

- (1) 震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) 震度5強以下の地震またはその他の災害が発生し、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合

- (3) その他災害が発生し、都県が下水道施設の被災状況等を勘案し、ブロック連絡会議幹事と調整の上、必要と判断した場合
- 2 下水道事業を実施している市町村は、災害により、下水道施設が被災したときは、その状況を都県に報告するものとする。
 - 3 下水道事業を実施している市町村は、下水道施設に被害があり、被災状況の調査及び復旧に対して支援が必要な場合は、都県に支援要請を行うものとする。
 - 4 都県は、下水道対策本部を設置する場合、ブロック連絡会議幹事、国土交通省水管理・国土保全局下水道部及び国土交通省関東地方整備局に速やかに連絡するものとする。
 - 5 下水道対策本部は、当該都県の本庁舎所在地に設置する。ただし、これにより難しい場合は、その周辺に設置することができる。
 - 6 下水道対策本部を設置した場合、下水道対策本部長は、第4条第2項第3号に規定する災害時緊急連絡網に基づき、ブロック連絡会議構成員へ設置及び参集について連絡するものし、併せて、各ブロック連絡会議幹事に設置について連絡するものとする。

(下水道対策本部の組織)

第9条 下水道対策本部の組織は、被災した区域の次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 下水道対策本部長

原則として、被災した区域を所管する都県の下水道担当課長

ただし、下水道対策本部長として速やかな対応が困難であると認められる場合、ブロック連絡会議幹事等を下水道対策本部長代行として指名できる。

(2) 下水道対策本部員

ア 日本下水道事業団関東・北陸総合事務所施工管理課長

イ ブロック連絡会議幹事の下水道担当課長。なお、ブロック連絡会議幹事が被災し速やかな対応が困難であると認められる場合は、ブロック連絡会議副幹事が代行する。

ウ ブロック内の大都市の下水道担当課長（東京都（区部）、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市）

エ ブロック連絡会議で予め選出する都県の下水道担当課長及び市町村の下水道担当局長（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、川口市、八王子市、横須賀市）

オ 第3条第2項第6号から第13号に定める団体が指名する者

カ 下水道対策本部長が必要と認めた者

(3) 下水道対策特別本部員

国土交通省

- 2 ブロック内では対応が困難で広域的な支援（以下「広域支援」という。）が必要な場合、第11条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は次の各号に掲げるものを本部員として参加を要請する。

- (1) 被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事の下水道担当課長
- (2) 大都市ルールに基づく情報連絡総括都市（以下「大都市窓口」という。）
- (3) 災害時支援活動の経験を有する都市（以下、「アドバイザー都市」という。）の下水道担当課長（第10条において支援要請された場合）
- (4) 下水道対策本部長が必要と認めた者

3 下水道対策本部の構成員による支援活動は、原則として、構成員の属する機関または団体の身分及び費用によるものとする。

4 下水道対策本部の事務を処理するため、本部内に事務局を置く。下水道対策本部の事務局員は、本部構成員の属する機関及び団体の職員で構成する。

なお、下水道対策本部長は、本部事務の処理に関して、必要に応じて作業部会を事務局内に設置することができるものとする。

5 ブロック内に複数の下水道対策本部が同時に設置された場合は、ブロック内のその他の都県の下水道担当課長を支援の調整役として置くことができるものとする。

（下水道対策本部の業務）

第10条 下水道対策本部の業務は、次の各号に掲げるものとし、第11条に基づく総合調整の上、下水道対策本部長は本部員に対し、業務の分担を要請することができる。

- (1) 下水道対策本部の設置に関すること。
- (2) 被災状況及び支援要請の取りまとめに関すること。
- (3) 支援計画の立案に関すること。
- (4) 被災したブロック内の自治体への支援調整に関すること。
- (5) 被災状況、交通状況その他支援に必要な情報の支援する自治体への提供に関すること。
- (6) 応援隊の拠点となる前線基地の調整及び確保等並びに第14条第3項に規定する現地応援総括者の指名に関すること。
- (7) 災害復旧の調査等に必要な資機材の調達や委託等に係る外注費用の積算等に係る支援・調整に関すること。
- (8) 調査資料及び災害査定関係調書等の作成に係る指導及び協力に関すること。
- (9) 被災住民に対する自治体の広報に関する連絡調整及び支援に関すること。
- (10) 被災状況の各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口への情報提供に関すること。
- (11) 下水道対策本部の解散に関すること。
- (12) その他支援の実施に必要な事項。

2 被災したブロック以外の広域支援が必要な場合、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 本部員の参加要請に関すること。
- (2) 被災したブロック以外のブロックへの支援調整に関すること。
- (3) 大都市への支援調整に関すること。
- (4) その他広域的な支援の実施に必要な事項。

なお、（公社）日本下水道協会は主に（2）の「被災したブロック以外のブロックへの支援調整」に係る連絡調整や、（4）に係る被災直後の状況把握（現地調査）等を行うものとする。

- 3 下水道対策本部長は、事務を円滑に処理するために、第11条に基づく総合調整の上、災害時支援の経験を有する都市をアドバイザー都市として支援要請することができる。

(国土交通省の役割)

第11条 国土交通省は、下水道対策本部、被災した自治体及び支援する自治体等と連携を図り、災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行うものとする。

(支援体制の確立)

第12条 下水道対策本部は、被災の状況等を総合的に勘案し、都県を通じてブロック内の自治体に支援活動可能体制の報告依頼を行うものとする。

- 2 支援活動可能体制の報告依頼を受けた自治体は、支援活動の可否を検討し、支援活動可能体制を速やかに都県を通じて下水道対策本部に報告するとともに、概略の支援人員、支援期間及び帯同可能な資機材等について報告するものとする。

- 3 下水道対策本部は、支援可能な自治体の支援人員等と被災状況を勘案し、第11条に基づく総合調整の上、調査体制や復旧方針等の支援計画を立案し、都県を通じて支援する自治体に支援体制調整結果を連絡するものとする。

なお、支援計画の立案にあたっては、関係団体等の支援についても検討し、必要に応じて支援要請をするものとする。

また、要請は原則として文書により行うものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合は、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- 4 広域支援を実施する場合、下水道対策本部は、第11条に基づく総合調整の上、被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事及び大都市窓口を経由して前各項の規定に基づき支援体制を確立するものとする。

(応援活動)

第13条 応援する自治体は、被災した自治体と災害対策基本法67条、第68条または第74条等に基づく合意をした上で、必要な応援人員、応援期間及び帯同可能な資機材等の調整・調達等を行い、被災した自治体に応援を行うものとする。

- 2 応援活動に当たっては、被災した自治体の指揮のもと、下水道対策本部とも緊密に連絡をとりながら、円滑、迅速かつ臨機応変に応援活動を実施する。なお、実施の詳細については、(公社)日本下水道協会発行の「下水道の地震対策マニュアルー2006版ー」及び「下水道の地震対策マニュアル 別冊・緊急対応マニュアルー2006年版ー」を参考にする。

(前線基地)

- 第14条 下水道対策本部は、被災した自治体と調整のうえ、応援隊の受入場所、活動拠点として、現地に前線基地を設けることができる。
- 2 応援隊の前線基地は、被災した自治体地内に設置することを原則とする。ただし、これにより難しい場合は、その周辺の市町村地内に設置する。
 - 3 応援活動の統一、情報混乱の回避等のため、応援隊の前線基地内に、現地応援総括者を置く。なお、同一の前線基地に複数の自治体の応援隊が入る場合は、下水道対策本部が現地応援総括者を指名する。
 - 4 現地応援総括者は、下水道対策本部との連絡調整を行うとともに、円滑かつ迅速な応援活動が行われるよう応援隊を総括する。また、現地応援総括者は、被災した自治体及び応援する自治体との連絡調整についても配慮するものとする。
 - 5 前線基地の運営は、原則として、前線基地提供自治体が行うものとし、現地応援総括者がこれを補佐するものとする。
 - 6 ブロック連絡会議構成自治体は、前線基地として提供可能な施設をあらかじめリストアップし、規模、施設内容、提供可能な機器、期間等を把握しておくものとする。

第4章 その他

(被災した自治体の役割)

- 第15条 被災した自治体は、下水道対策本部に対して、被災情報、現地情報を可能な限り提供するとともに、応援隊に対して被災状況や下水道台帳等を提供する。また、現地への誘導、宿泊施設の斡旋・調整等を可能な限り行うものとする。

(費用負担の考え方)

- 第16条 応援活動に要する経費は、原則として、災害対策基本法第92条の規定により、応援を受けた被災した自治体が当該応援に要した費用を負担する。

(ブロックルールの改定等)

- 第17条 ブロックルールの改定等は、ブロック連絡会議で協議し定めるものとする。ただし、災害時にブロックルールに定めのない事項について緊急に措置する必要がある時は、下水道対策本部長の判断で決定できるものとする。

(その他)

- 第18条 下水道対策本部の解散後も被災した自治体において応援活動が継続する場合、被災した自治体は、応援活動状況等を（公社）日本下水道協会に報告するものとする。

- 2 下水道対策本部は、被災した自治体が地方自治法第252条の17に基づく職員の派遣を必要とする場合は派遣の調整業務をできるものとする。また、下水道対策本部解散後においては、(公社)日本下水道協会がその業務を引き継ぐものとする。
- 3 下水道対策本部が設置されない場合でも、被災した地区を所轄する都県は被災状況に関する情報等を(公社)日本下水道協会に連絡するものとする。(公社)日本下水道協会は各ブロック連絡会議幹事及び大都市窓口等に連絡するものとする。
- 4 ブロック連絡会議幹事は、他ブロックの地震情報の連絡が(公社)日本下水道協会からあった場合は、必要に応じてブロック内の都県に情報提供するものとする。

附則

- 1 このルールは、平成20年8月1日から効力を生ずる。
- 2 「下水道事業における関東ブロック災害時支援に関する申し合わせ」、「災害時支援関東ブロック連絡会議運営要綱」は廃止する。
- 3 平成22年8月4日 一部改正
- 4 平成26年5月16日 一部改正

静岡県下水道防災連絡会議会則

(趣 旨)

第1条 この会則は、静岡県下水道防災連絡会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(会議の目的)

第2条 この会議は、静岡県内の下水道施設が地震・津波、台風、大雨等の災害に対し、県、市町等の下水道関係機関が早急に適正な行動をとることを目的とする。

(所掌事務)

第3条 この会議は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 静岡県下水道防災計画の策定及びその推進に関すること。
- (2) 県内の下水道施設が被災した時、当該被災に関する情報を収集、伝達及び広報すること。
- (3) 県内の下水道施設が被災した時、及び県外の自治体から応援要請がきた時、県、市町及び関係機関との連絡調整をすること。
- (4) 平常時の下水道の防災訓練に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この会議が必要と認めるもの。

(組 織)

第4条 会員は、次に掲げる組織に所属する者とする。

- (1) 静岡県交通基盤部都市局生活排水課（以下「県生活排水課」という。）
- (2) 県内下水道事業着手市町
- (3) 静岡県出先土木事務所下水道所管課
- (4) 地方共同法人日本下水道事業団 東海総合事務所 静岡事務所
- (5) 公益社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部静岡県部会

2 会長は、県生活排水課長をもってあてる。

3 委員は、別表1の職にある者をもってあてる。

(委員会)

第5条 委員会は、必要の都度、会長が招集する。

2 委員会の招集は、開催の場所及び日時並びに委員会に付議すべき事項をあらかじめ委員に通知して行う。

(委員の代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない事情により委員会に出席できない時は、その代理者を出席させることができる。

2 委員又は代理者が共に出席できない時は、あらかじめその旨を会長に届けなければならない。

(委員会の議決)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決するものとする。

(専決処理)

第8条 会長は、やむを得ない事情により委員会を招集できない時は、委員会で処理すべき事務のうち、次の各号に掲げる事項について専決処理することができる。

- (1) 静岡県下水道防災計画に基づき、その実施を推進すること。
- (2) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。
- (3) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めること。
- (4) 緊急事態の発生により決定を要すること。
- (5) その他軽易な事項に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処理した時、次の委員会に報告し承諾を求めなければならない。

(幹事会、部会)

第9条 委員会の円滑な運営のため、幹事会及び部会を設置する。幹事会及び部会は、別表2～3の職にある者をもってあたる。

2 幹事会、部会は、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 幹事会

- ア 静岡県下水道災害時広域支援計画に関すること。
- イ 下水道事業災害時中部ブロック応援に関するルール。
- ウ 下水道事業における関東ブロック災害時支援に関する申し合わせ。
- エ 県内及び県外の下水道災害時支援に関すること。
- オ その他各部会に関すること。

(2) 流域下水道部会

- ア 流域下水道災害対策マニュアルに関すること。
- イ 管理システムに関すること。
- ウ その他、流域下水道及び関連公共下水道に関すること。

3 会長は、必要と認める時に特別部会を設けることができる。

4 幹事会、部会は、幹事長、部会長が招集し、これを主催する。

5 会長は、幹事会、部会に出席し発言することができる。

6 幹事長、部会長が事故等により会議に出席できない時は、副幹事長、部会幹事がその職務を代理する。

7 会長が、地震等緊急時に防災会議及び第7条の専決処理が行えない時は、必要により部会長が部会を招集して、支援等を行うものとする。

8 第5条、第6条及び第7条の規定は、部会に準用する。

(庶務)

第10条 この会議の庶務は、委員会、幹事会は県生活排水課が、部会は各部会において処理する。

附 則

この会則は平成10年 1月20日から施行する。

附 則

この改正は平成12年12月18日から施行する。

附 則

この改正は平成20年 3月17日から施行する。

附 則

この改正は平成22年 4月1日から施行する。

附 則

この改正は平成25年 4月1日から施行する。

附 則

この改正は平成28年 4月1日から施行する。

別表1 委員会

担 当	所 属 ・ 役 職 等	適 用
静 岡 県	生活排水課長	会長
	生活排水課長代理	副会長
	沼津、島田、袋井土木事務所 各下水道担当課長 狩野川東部、狩野川西部浄化センター 各センター長(仮称)	
市 町	三島市、沼津市、富士市、島田市、磐田市 各下水道担当課長	
(地方共同)日本下水道事業団	静岡事務所長	
管路管理業協会	静岡県部会事務局長	

別表2 幹事会

担 当	所 属 ・ 役 職 等	適 用
静 岡 県	生活排水課 計画班長	幹事長
	〃 流域下水道班長	副幹事長
	沼津、島田、袋井土木事務所 各下水道担当者 狩野川東部、狩野川西部浄化センター 各担当者	
市 町	三島市、沼津市、富士市、島田市、磐田市 各下水道担当者	
(地方共同)日本下水道事業団	静岡事務所担当者	
管路管理業協会	静岡県部会 担当者	

別表3 流域下水道部会

担 当	所 属 ・ 役 職 等
部 会 長	県生活排水課流域下水道班長
部会幹事	沼津市、三島市、函南町 各下水道担当課長
部 会 員	県沼津土木事務所 下水道課長 狩野川東部、狩野川西部浄化センター 各センター長(仮称)
	伊豆市、伊豆の国市、裾野市、清水町、長泉町 各下水道担当課長

災害時における応急対策業務に関する協定書

静岡県（以下「甲」という。）と社団法人日本下水道管路管理業協会中部支部静岡県部会（以下「乙」という。）とは、大規模地震等で被災した下水道管路施設の応急対策業務に関する協定について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法、静岡県地震対策推進条例及び静岡県地域防災計画に基づき、災害時における民間協力の一環として、「甲」と「乙」及び被災市町村（以下「丙」という。）との協力のもとに、大規模地震等での下水道管路施設の被災調査及び応急措置を迅速かつ的確に実施し、もって、下水道管路施設の早期機能回復など災害応急対策の充実、強化を図ることを目的とする。

（協力業務）

第2条 この協定の対象となる業務は、大規模地震等により被災した下水道管路施設の被災調査及び応急措置とし、甲又は丙が必要と認めた範囲とする。

（災害応急対策協力者）

第3条 乙は、災害応急対策協力業者（以下「協力業者」という。）を名簿にとりまとめ、協定締結後速やかに甲に提出するものとする。

2 乙は、協力業者毎の災害時出動態勢として、建設資機材等の数量を取りまとめ「資機材保有状況報告」を前項の規定による名簿とともに甲に提出するものとする。

（支援の要請）

第4条 甲は、自らの判断により必要と認めるとき、及び丙から協力業者の支援要請を受けたときは、災害の実状に応じて乙に対し支援要請書により支援を要請する。

2 前項の要請は、緊急を要する場合には電話等の通信手段によることができることとするが、この場合も遅滞なく支援要請書を交わすものとする。支援要請書は甲乙各々が1通を保管するものとする。

3 乙は、警戒宣言が発令された時及び震度5強以上の地震が発生した場合は、甲から支援態勢準備の要請があったものとみなし、支援態勢を整えるものとする。

4 乙は、支援の要請に備え、使用資機材の確保に努める。

（被災調査及び応急措置の実施）

第5条 乙は、前条第1項の規定による甲の要請があったときは、協力業者の中から担当業者を決定する。

2 担当業者は、甲又は丙の指示に従い、被災管路施設の調査に着手するものとする。

3 担当業者は、被災調査に当たっては、第三者に損害を与えないよう特段の注意を払うものとする。

4 担当業者は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう手続きを取るものとする。

5 担当業者は、業務請負契約の根拠とするため、調査内容が判定できる写真等の資料を整備するとともに、適宜調査の進捗状況及び完了を乙に報告するものとする。

資料 6-6

(請負契約の締結)

第6条 甲は、自らの判断により支援要請した場合は、担当者からの前条5項の資料をもとに速やかに随意契約を締結するものとし、また、丙から支援要請を受けた場合には、丙に対し担当者との随意契約を締結するよう指導するものとする。

2 乙は、前項の甲の契約について、また甲及び乙は、前項の丙の契約について協力するものとする。

(乙から甲への報告)

第7条 乙は、第3条の規定による協力業者の名簿及び「資機材保有状況報告書」について、その内容に変更が生じたとき、又は甲が特に報告を求めたとき、及び毎年9月1日に甲に報告することとする。

2 乙は、この協定に基づいて支援活動を行った時は、第5条第5項の報告を取りまとめて甲に報告するものとする。

(協定の効力)

第8条 この協定の期間は、締結の日から平成15年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後において期間満了したときも同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成15年 1月27日

(甲) 静岡県
都市住宅部長 佐藤 侃二

(乙) 社団法人日本下水道管路管理業協会
中部支部静岡県部会
部会長 岡本 彦一

狩野川東部浄化センター位置図（田方郡函南町間宮）



狩野川西部浄化センター位置図（沼津市原）



島田浄化センター位置図（島田市南）



磐南浄化センター位置図（磐田市小中瀬）



静岡浄化センター位置図（静岡市清水区）



城北浄化センター位置図 (静岡市葵区)



城北浄化センター



西遠浄化センター位置図（浜松市南区）



中部浄化センター位置図（浜松市中区）



【 用語の定義 】

本計画で使用する用語の定義は以下のとおりである。

- (1) 緊急点検
人的被害につながる二次災害の未然防止と緊急調査における安全確保を目的として行う作業であり、地震発生後直ちに行う。
- (2) 緊急調査
重要な箇所を中心に地上から施設の被災状況の概要を把握し、大きな機能支障や二次災害の原因となる被害を発見するために行う。被災自治体から所管都道府県及び国土交通省への被害状況の初期報告（第一報）となる。
- (3) 先遣調査
支援要請を受けた組織が一次調査、二次調査に必要な体制を構築するために行う。緊急調査の情報が不足する場合には、被害の拡大と二次災害の防止並びに緊急措置等の必要性を判断するための調査ともなる。また、必要な後方支援体制を進言し、調査資機材の必要量を把握するためともなる。
- (4) 緊急措置
大きな二次災害につながる危険性のある被害に対して緊急に行う。管路施設では、道路に与える影響、周辺施設に与える影響等の程度に重点をおいて行う。また、処理場及びポンプ場施設では、機能障害につながる二次災害の危険性の程度、処理場及び周辺環境に与える影響の程度に重点をおいて行う。
- (5) 一次調査
応急復旧又は本復旧の必要性判定、対応方針を決定するための情報収集、災害査定資料の作成、管路施設では二次調査の必要性判定を目的とし、目視調査等により行う。
- (6) 応急復旧
一次調査の結果により構造的な被害程度、機能的な被害程度、周辺施設に与える影響の程度に応じ、応急的に施設の暫定機能を確保するために行う。
- (7) 二次調査
本復旧工事が必要な箇所及びその施工法等の判断、災害査定資料の作成を目的とし、流下能力や異常原因の構造的障害の程度を詳細に調査する。処理場及びポンプ場施設では、本復旧工事のための調査として一次調査に引き続き行うことが多い。
- (8) 本復旧
本復旧は、施設の本来の機能を回復するために行う。一次調査の結果、被害の程度によっては応急復旧工事を実施し本復旧工事を行うことがある。

- (9) 災害査定
国庫負担申請書等に基づき査定官（国土交通省）、立会官（財務省財務局）及び申請者が、被災現場において被災の事実・採択要件等を確認し、事業費を決定すること。なお、下水道施設の地震災害からの復旧事業は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」の対象となる。
- (10) 緊急対応段階
地震後の数時間からほぼ1日程度の期間であり、（特に処理場、ポンプ場において）緊急点検を行うとともに、主要施設の被害状況の概要の把握及び二次災害の防止を第一目的とした緊急措置を行う段階。
- (11) 暫定機能確保段階
全体的な被災状況を把握し、必要に応じて施設の暫定機能を確保するために応急復旧を行う段階。
- (12) 機能確保段階
震後の混乱が収まり、本復旧のために必要な調査を行うとともに、本復旧を行う段階。
- (13) 一次災害
本震による地震動、津波により直接的に生じる被害、及び本震とほとんど同時に発生した火事、爆発、その他の事象により生じる被害のうち、社会通念上災害と見なされるものをいう。
- (14) 二次災害
一次災害発生後に、一次災害に起因して新たに生じた影響のうち、社会通念上災害と見なされるものをいう。二次災害には、一次災害による施設機能の低下に伴って新たに生じるものと、一次災害の拡大に伴って新たに生じるものがある。

震度と下水道災害

気象庁震度階級と参考事項及び下水道災害の関係を下表に示す。

資料 7-2

気象庁震度階級

計測 震度	震度 階級	人間	屋内・野外の状況	下水道施設への影響	
				管路施設	処理場・ポンプ場施設
0.5	0	人は揺れを感じない。		一般に被害なし。	一般に被害なし。
	1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。			
1.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯など吊り下げ物が、わずかに揺れる。		
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	つり下げ物は揺れ、棚にある食器類が、音を立てることがある。電線が少し揺れる。		
3.5	4	かなり恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していても揺れに気づく人がいる。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類が、音を立てる。座りの悪い置物が倒れ電線が大きく揺れる。		
4.5	5弱	多くの人が身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、本が落ちることがある。電線が揺れ、未補強のブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。一般家屋に軽微な被害が始める。		
5.0	5強	非常に恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、本の多くが落ちる。テレビが台から落ちたり、タンスなど重い家具が倒れることがある。未補強のブロック塀の多くが崩れる。据え付けの悪い自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	・液状化など地盤破壊箇所における目地被害、管きよの浮上沈下が発生する。	・構造物へ接続する配管の破損が発生する。 ・構造物にひび割れが発生する。
5.5	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。耐震性の低い木造住宅では、倒壊するものがある。壁や柱がかなり破損する。	・管体のクック、継手部のズレが発生する。 ・液状化発生箇所では管きよの蛇行、抜け出し、不等沈下が起こる。	・構造物に大きなひび割れが発生する。 ・塔状装置類の転倒、落下が起こる。
6.0	6強	立っていることはできず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。多くの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。未補強のブロック塀のほとんどが崩れる。耐震性の低い建物では倒壊するものが多く、耐震性の高い建物でも、壁や柱がかなり破損する。		
6.5	7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。ほとんどの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	管体のクック、継手部のズレが多く発生する。	・側方流動による基礎杭の破損が起こる。 ・構造継手のズレ、破断、配管等の損傷が発生する。

[参考]

震度

ある地点でどの位揺れたか？1つの地震でも場所が違えばいろいろな震度がある。

マグネチュード(M)

震央距離100kmの地点に置かれた感度2,800倍のWood Anderson式地震計による記録紙上の最大震幅をマイクロ単位で計り、その常用対数をとったものである。

地震防災上問題となってくるのは、一般に、マグネチュード5以上であり、マグネチュードが1違うと地震エネルギーは約30倍となる。

静岡県地域防災計画地震対策の巻概要（下水道事業にかかわる箇所抜粋）目次

第1章 総則

第1節 計画の主旨（地震-1）

第3節 予想される災害（地震-8）

第2章 平常時対策

第3節 地震防災訓練の実施（地震-27）

第4章 地震災害予防対策の推進（地震-30）

第4章 地震防災応急対策

第2節 情報活動（地震-64）

第5章 災害応急対策

第1節 防災関係機関の活動（地震-91）

1 県

2 市町村

第2節 情報活動（地震-97） → 共通対策の巻 第3章災害応急対策計画 第4節
「通信情報計画」参照（共通-38）

1 県

2 市町

4 情報伝達手段及び通信系統

第3節 広報活動（地震-97） → 共通対策の巻 第3章災害応急対策計画 第5節
「災害広報計画」参照（共通-44）

1 県

2 市町村

第4節 広域応援活動（地震-100）

1 行政機関及び民間団体の応援活動

第10節 地域への救護活動（地震-114）

5 し尿処理（地震-117）

震災時し尿処理及び生活系ごみ処理対策マニュアル 平成15年1月 (概要版)

第1編 総論

第1章 目的

昭和51年の東海地震説が発表されてから、本県では東海地震対策を県政の最重要課題の一つとして取り組んでいる。

震災時のし尿及びごみ処理対策については、静岡県地域防災計画に基づき、県、市町村、住民及び自主防災組織が実施することとされている。このマニュアルは静岡県地域防災計画を補完し、し尿及びごみ処理対策におけるそれぞれの役割と行動を確認するとともに、相互の連携を円滑に行うために策定したものである。

第2章 基礎的事項

震災時のし尿及びごみ処理対策を実施する上で確認すべき基本事項を述べる。

1 第3次被害想定の概要

- (1) 想定的前提条件
- (2) 被害
- (3) ライフラインの機能支障及び応急復旧

2 災害関係の国庫補助の概要

- (1) 廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設の災害復旧事業
- (2) 下水道の災害復旧事業

第3章 震災廃棄物処理に関する共通事項

1 震災廃棄物に関する基本方針

震災廃棄物の処理は、平常時・防災応急対策期・災害応急対策期・恒久復旧対策期の段階に区分され、それぞれの段階において以下のような適切な対応を行うことが必要である。

2 市民等への啓発

震災時においては、上下水道の被害等に伴う水洗便所の使用制限や、生活ごみ、粗大ごみ等の搬出方法に対する住民の混乱が予想され、市町村はそうした住民からの苦情への対応に追われることが予想される。このため、震災時における市民生活の確保、震災廃棄物の迅速な処理、リサイクルの推進のために、平常時から以下の項目について市民、関係団体の協力が得られるように啓発活動を行う必要がある。

- (1) 仮設便所の配置計画、使用方法
- (2) 生活ごみ、粗大ごみ等の搬出方法
- (3) 建物の解体に伴う廃棄物の処理方法
- (4) リサイクルの推進
- (5) 震災時における広報方法

また、災害応急対策期には、震災廃棄物の対応等について市民等へ周知徹底することが震災廃棄物の処理の混乱を未然に防ぐこととなる。このため、災害応急対策期の広報活動はあらゆる手段を活用して住民に周知徹底を図る必要がある。

その際に、今後の広報手段についても合わせて広報し、市民の情報源の確立を図る必要がある。

広報する内容として以下の事項が考えられる。

- (1) 水洗便所の使用制限
- (2) 仮設便所の設置状況、使用上の注意、維持管理方法等
- (3) 生活系ごみの分別方法、排出方法、排出場所等
- (4) 収集ルート及び日時の方法
- (5) 仮集積場の設置方法、搬入方法
- (6) カセットボンベ等の危険物の排出方法
- (7) 特定家庭用機器廃棄物の排出方法

第2編 し尿処理対策

第1章	防災応急対策
-----	--------

第1節 平常時

地震による被害により、し尿処理は大きく影響を受けることとなることが予想される。この変化に迅速に対応するために行う、平常時からの被災に備えた準備について定める。

1 し尿処理関連施設の種類

し尿処理関連施設は、下水道法、浄化槽法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくものがある。

2 し尿処理の概要

3 被災後におけるし尿処理計画の検討

(1) 被災後におけるし尿処理に関する状況の想定

(2) 想定した状況に対応する震災時し尿処理計画の検討

ア 便所が使用不能となる住民数

イ アに対応する仮設トイレの配置・整備計画

ウ 仮設トイレの備蓄場所からの運搬方法

エ 仮設トイレ不足への対応

民間保有業者への支援要請、協定の締結

オ し尿収集運搬ルート、収集頻度、し尿処理施設への搬入ルート

カ 収集効率の低下、収集能力不足への対応

民間収集運搬許可業者等への支援要請

キ 処理能力の低下・損失への対応

周辺市町村との広域処理の実施

し尿関連施設間の相互協力

(3) 仮設トイレについて

ア 避難所等における仮設トイレの必要数

避難所における仮設トイレの必要数は、以下により計算することが可能であるが、第3次被害想定に基づいて、地域の実情に合わせて増減することが必要である。

*必要仮設トイレ数

$\text{必要仮設トイレ数} = (\text{し尿原単位} \times \text{使用人数}) \div \text{仮設トイレし尿処理能力(便槽容量等)} \times \text{収集間隔日数}$ <p>注1) し尿原単位： 1.2 l/人・日</p> <p>注2) 収集間隔日数： 収集車の台数等に基づき、収集計画を立て、何日に1回収集するかを決定する(2~3日に1度以上の収集が必要)</p>

また、医療救護施設(病院、救護所)や防災関係機関(役場、消防署等)で使用するトイレについても、別途その規模等を考慮して備蓄数を決定することが必要である。

イ 仮設トイレの種類

仮設トイレは、様々な方式のものが開発されているが、処理能力はもとより、使用

対象者（老人、障害者等）、設置場所等を考慮して選定し備蓄する必要がある。主な方式は次のとおりである。

(ア) 廃棄方式

便槽、袋等に、し尿を貯溜若しくは封入し、ごみとして廃棄するトイレで、次の形式のものがある。（し尿を袋に封入するもので電源を必要とするものもある）

断水時、停電時にも使用できるが、廃棄に際しては、衛生的に処理するために焼却する必要があるため、避難所等で大量に発生する場合はごみの収集計画に組み込むことが必要となる。

(イ) くみ取り方式

便槽等にし尿を貯溜し、一定量に達した時点でくみ取りをするトイレで次の形式のものがある。

断水時、停電時にも使用できるが、くみ取りを必要とすることから、し尿収集計画に組み込む必要がある。

(ウ) 循環方式

し尿を循環処理する水洗トイレを大型車に組み込んだ移動自動車式のもので、必要な所へ設置できるが、価格が高く、平常時の保管スペースを確保する必要がある。

(工) 焼却方式

し尿をトイレの中で焼却処理するトイレで衛生的な処理が可能であるが、電源を必要とするとともに、処理に時間を要する。

(オ) 堆肥化方式

し尿をオカ屑とともに発酵させ堆肥化させるトイレで、生ゴミと合わせて処理することができるが、堆肥化に時間を要する。

(カ) 下水道直結方式

下水道汚水本管にあらかじめ排水管を接続し設置する仮設トイレで、し尿収集を必要としない。ただし、水洗用水及び下水道施設の処理機能を確保する必要がある。

4 応急処理の基本的な考え方

(1) 市町村

ア 震災時し尿処理に必要な仮設トイレ及び消毒用・防臭用薬剤等について、必要数を把握したうえで配置を考慮して適切な場所に備蓄しておく。

(2) 施設管理者

ア 施設管理者は、緊急時に備えて次の対策を実施することが必要である。

(ア) 緊急時における運転操作マニュアルや設備の保守点検マニュアルの策定を行い、日常から緊急時における的確な運転操作を習熟しておく。

(イ) 機器の保守点検により異常・故障の早期発見に努める。

(ウ) 整備交換周期等の整備計画を策定し機能維持に努め、施設全体としてのバランスのとれた安全設備とする。

(3) 住民

ア 家庭用組立式簡易トイレ、トイレ用脱臭剤等のし尿の自家処理に必要な器具等を備蓄しておく。

(4) 自主防災組織

ア 市町村からの仮設トイレの設置に関する依頼を受けている場合には、仮設トイレの設置方法について習熟するとともに、管理方法の検討をしておく。

イ 仮設トイレの設置・管理等の担当班をおき、責任者を定めておく。

第2節 応急対策準備期

地震データの異常に伴い、地震判定会が召集されてから警戒宣言が発令されるまでの間の応急対策における行政、施設管理者及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。

地震発生が予知されなかった場合は、地震発生後、速やかに当節に定められた役割と行動に準じて、必要な対策を講じる。

1 行政の役割と行動

(1) 県

ア 共通事項

(ア)被災時の対応について確認を行う。

(イ)応急対策のための関係資料を準備する。

担当部局	関係資料(例)
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時連絡先一覧表 ・県内備蓄資材一覧表 ・県内下水道施設一覧表 ・応援復旧協力業者一覧表

ウ 下水道担当部局

(ア)市町村下水道担当課、土木事務所、(財)静岡県下水道公社、国土交通省、日本下水道事業団等関係機関との連絡体制を確認するとともに、応急対策等を実施するに当たり、協力要請を行う民間団体、事業者等の確認を行う。

(2) 市町村

ア 共通事項

(ア)被災時の対応について確認を行う。

(イ)応急対策のための関係資料を準備する。

担当部局	関係資料(例)
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時連絡先一覧表 ・県内備蓄資材一覧表 ・県内下水道施設一覧表 ・応援復旧協力業者一覧表

(ウ)広報体制の確認を行う。

(エ)防疫を担当する部局と連携をとり防疫体制の確認を行う。

ウ 下水道担当部局

(ア)県下水道室、土木事務所等関係機関との連絡体制を確認するとともに、応急対策等を実施するに当たり、協力要請を行う民間団体、事業者等の確認を行う。

2 施設管理者の役割と行動

(1) 共通事項

ア 設備、機器の点検を行い、特にし尿等の流出防止対策、機器等の転倒防止対策を行う。

被災時には、配管類やタンク類の被災が原因で、し尿、下水や薬品類の流出の恐れがあることから、地震発生時に作動する自動制御装置の点検を行うとともに、配管類の接続部分や老朽化している部分の点検、補強等の流出防止対策や転倒防止対策を実施する。

イ 備蓄資材・機器の点検確認を行う。

- ウ 被災時の施設管理体制の確認を行う。
施設管理体制における留意事項は次のとおりである。

下水道、し尿処理施設等規模の大きい施設においては、職員の被災等により、必要な要員を確保できない場合が想定されるので、特に夜間の管理体制と地震発生時の職員の参集体制についての確認を行い、被災時に人的な面における適切な応急対策を講じることのできるようにする。
 - エ 応急対策等を実施するに当たり、協力要請を行う民間団体、事業者等の確認を行う。
- (2) 下水道管理者
- ア 終末処理場及び中継ポンプ場の設備、機器の点検を行う。
 - イ 処理施設製造業者、土木事業者、配管事業者等応急復旧工事に必要な業者の確認を行い、被災時に緊急連絡がとれる体制を整える。
 - ウ 下水道台帳の点検、確認を行う。

第3節 応急対策実施期

警戒宣言が発令されてから地震が発生するまでの間の応急対策における行政、施設管理者及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。

地震発生が予知できなかった場合は地震発生後、速やかに当節に定められた役割と行動に準じて、必要な対策を講じる。

1 行政の役割と行動

- (1) 県
 - ア 共通事項
 - (ア) 関係機関との連絡体制等について再度確認する。
 - (イ) 応急対策等を実施するに当たり、協力要請を行う民間団体等に対し、発災に備えた待機を依頼する。
 - ウ 下水道担当部局
 - (ア) 土木事務所は、市町村に対して応急対策を徹底し、地震発生後は、速やかに下水道施設の被害状況を土木事務所に連絡するよう指示する。
- (2) 市町村
 - ア 共通事項
 - (ア) 関係機関との連絡体制等について再度確認する。
 - (イ) 防疫対策を担当する部局と連携をとり、防疫体制の準備を行う。
 - ウ 下水道担当部局
 - (ア) 応急復旧の協力要請を行う事業者等へ発災に備えた待機を依頼する。

2 施設管理者の役割と行動

- (1) 下水道管理者
 - ア 地震被災時の体制及び終末処理場の設備、機器の点検及び下水道台帳、備蓄資材・機器の点検、確認を行う。

第2章	災害 応 急 対 策
-----	------------

第1節 地震発生直後

地震発生直後の応急対策における行政、施設管理者及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。

1 行政の役割と行動

(1) 県

ア 下水道担当部局

(ア) 土木事務所は、管下の市町村の被災状況をとりまとめ、県下水道室へ報告するとともに、「災害報告マニュアル」（県土木防災室作成）により県土木防災室・県都市政策室へ報告する。

また、流域下水道を所管している土木事務所（以下、「流域下水道関連土木事務所」という。）は、(財)静岡県下水道公社各事務所の職員と協力して、流域下水道の被災状況を調査し、流域関連の市町の被災状況と合わせて県流域下水道室へ報告するとともに、災害報告マニュアルにより県土木防災室・県都市政策室へ報告する。

(イ) 県下水道室は、流域下水道及び公共下水道の被災状況の把握を行う。

(2) 市町村

ア 共通事項

(ア) 水道担当部局を通じて水道施設の被害状況を把握するとともに、断水地域の把握を行う。

ウ 下水道担当部局

(ア) 下水道の被災状況を把握し、その状況を土木事務所へ報告する。

(イ) 被災状況に応じた下水道の使用制限を検討する。

流域下水道関連市町は、土木事務所を通じ県流域下水道室と連絡調整を図り、使用制限を検討する。

2 施設管理者の役割と行動

(1) 共通事項

ア 被害状況により施設の運転を停止する。

イ し尿、下水や薬品等の流出、火災などの発生などによる二次災害防止の措置を講じる。

ウ 二次災害が発生した場合、若しくは発生する恐れがあり、自ら発生を防止することが不可能であると判断された場合は、直ちに関係機関に連絡を行う。

エ 容易に復旧可能な箇所については速やかに復旧する。

オ 必要に応じ、応急復旧関連事業者などに修理、必要な機器の準備を依頼する。

(2) 下水道管理者

ア 終末処理場及び管渠等の下水道施設の被災状況の把握を行う。

イ 仮運転が必要な場合は、運転に必要な措置を行う。

第3節 狭域的災害対応期

地震発生後数日間の応急対策における行政、施設管理者及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。

1 行政の役割と行動

(1) 県

ア 共通事項

(ア)施設の被災状況を把握する。

(イ)市町村からの広域的支援要請に備え、各市町村の被災状況を整理し、連絡及び支援体制の確認を行う。

ウ 下水道担当部局

(ア)土木事務所は、継続して管下の市町村の被災状況及び復旧状況を取りまとめ、県下水道室へ報告するとともに、災害報告マニュアルにより県土木防災室・県都市政策室へ報告する。

また、流域下水道関連土木事務所は、(財)静岡県下水道公社各事務所の職員と協力して、流域下水道の被災状況を調査し、流域関連の市町村の状況と合わせて被災状況及び復旧状況を県流域下水道室へ報告するとともに、災害報告マニュアルにより県土木防災室・県都市政策室へ報告する。

(ウ)県下水道室は、国土交通省及び日本下水道事業団に対し、把握した被災状況を随時報告する。

(2) 市町村

イ 下水道担当部局

(ア)下水道の被災状況を継続して調査し、その状況及び復旧状況を土木事務所へ報告する。

(イ)被災状況により下水道の使用制限を行う場合、清掃担当部局と連携して住民に対して広報を行い、周知させる。

また、流域下水道関連市町村は、県流域下水道室及び土木事務所と連絡、調整を図り、同様な措置を行う。

(ウ)被災のない市町村は、他の被災した市町村に対する物資及び技術的な支援等に備える。

2 施設管理者の役割と行動

(1)下水道管理者

ア 流域下水道関連土木事務所及び(財)静岡県下水道公社は、各流域下水道の処理施設及び幹線管渠の調査・点検を行い、被災箇所を早期発見に努める。

イ 流域下水道関連土木事務所及び(財)静岡県下水道公社各事務所で復旧可能なものを行うとともに、必要に応じて他の事務所や民間団体、事業者等の支援を求める。

ウ 公共下水道を管理する市町村は、公共下水道の処理施設及び管渠の調査・点検を行い、必要に応じて民間団体、事業者等の支援を依頼し、被災箇所を早期復旧に努める。

第4節 広域的救援期

地震発生後一週間程度（狭域的災害対応期以降）の応急対策における、行政、施設管理者及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。

1 行政の役割と行動

(1) 県

イ 下水道担当部局

(ア) 土木事務所は流域下水道及び管下市町村の被災状況及び復旧状況を県下水道室へ随時報告するとともに、災害報告マニュアルにより県土木防災室・県都市政策室へ被災状況を報告する。

(イ) 県下水道室は被災状況に応じて、県及び県内市町村間の協力要請を行う。

(ウ) 県下水道室は、国土交通省等関係機関へ被災状況を報告し、本県のみでは対応が困難な場合、他県等へ協力要請を行う。

(2) 市町村

イ 下水道担当部局

(ア) 被災した市町村は被災状況を調査し、土木事務所へ連絡するとともに、必要に応じ協力要請を行う。

(イ) 被災した市町村は復旧状況を土木事務所へ報告するとともに、被災状況に応じて仮運転について必要な措置を行う。

(ウ) 被災のない市町村は県下の市町村に対し、物資及び技術的な支援などを積極的に行う。

(エ) 住民に対して敷地内の排水設備の復旧の指導をする。

2 施設管理者の役割と行動

(1) 下水道管理者

ア 下水道の処理施設及び管渠の早期復旧に努める。

第4節 応急復旧期

地震発生後一箇月間程度（広域救援期以降）の応急対策における行政、施設管理者及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。

1 行政の役割と行動

(1) 県

イ 下水道担当部局

(ア) 流域下水道及び公共下水道の災害復旧に対して、国土交通省と連絡をとり、応急復旧について検討する。

(2) 市町村

イ 下水道担当部局

(ア) 被災状況を確認し、県下水道室を通じ、国土交通省等と連絡をとり、早期復旧について検討する。

2 施設管理者の役割と行動

(1) 下水道管理者

ア 被災状況に応じ、処理施設などの本復旧に期間を要する箇所については仮施設の建設を含めた応急復旧を行い、できる限り早期に処理可能となるよう努める。

第3章

恒久復旧対策

し尿処理関連施設の本復旧に向けての行政、施設管理者及び住民・自主防災組織の役割と行動について定める。

1 行政の役割と行動

(1) 県

イ 下水道担当部局

(ア) 流域下水道の処理施設及び幹線管渠の公共土木施設災害復旧事業の申請を行い、本復旧に努める。

(イ) 市町村の復旧事業に対して技術的、人的支援を行う。

(2) 市町村

イ 下水道担当部局

(ア) 公共下水道の処理施設及び管渠の公共土木施設災害復旧事業の申請を行い、本復旧に努める。

2 施設管理者の役割と行動

(1) 下水道管理者

ア 処理施設及び管渠の本復旧に努める。

第4章

耐震化対策

地震に強い都市づくりを進めるにあたっては、し尿処理関連施設の耐震化が不可欠であることから、次の方針に基づき施設の耐震化を行うものとする。

1 下水道

- (1) 今後建設する処理場、ポンプ場、管渠については耐震性を十分考慮した設計を行う。
- (2) 既設の終末処理場については耐震診断を行うとともに、必要に応じて補強工事を行う。
- (3) 管渠については継手部を可とう構造とするなど耐震構造とする等の方策をとる。